

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第五十一号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

本日委員杉山昌作君辞任につき、その補欠として森八三一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
龜田 得治君
東 隆君
森 八三一君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
阿部 竹松君
大河原一三君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
労働大臣 石田 博英君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

大蔵省主 佐藤 一郎君
計局次長 天城 勳君
文部大臣官房長 齋藤 正君
文部省社会 齋藤 正君
教育局長 齋藤 正君
農林大臣官房長 昌谷 孝君
農林大臣官 大澤 融君
房審議官 堀 秀夫君
労働省職業 堀 秀夫君
安定局長 藤井 貞夫君
自治省行政局長 藤井 貞夫君
事務局側 藤井 貞夫君
常任委員 安樂城敏男君
会専門員 安樂城敏男君

説明員

法務省民事 阿川 清道君
局第二課長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

す。杉山昌作君が辞任、その補欠として森八三一君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) この際、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が欠員となっておりますので、その補欠互選を行なうと存じます。互選の方法は、成規の手続を省略して、便宜、委員長から指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よって理事に森八三一君を指名いたします。

○委員長(藤野繁雄君) 農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参議院第一三三三号)、農業基本法案(衆議院第二号、予備審査)、以上三案を一括議題として質疑を行ないます。

なお、本日は関係各大臣の出席を求めておりますので、時間の都合上御出席をいただいております大臣に對して、順次御質疑をお願いいたします。

ただいま出席の大臣は文部大臣であり、御質疑のあり方は、順次御発言をお願いいたします。

○龜田得治君 議事進行について。文部大臣は、けさ十時から十一時まで御出席願ひ、このうらに社会党の方は開いておりました。そうしてその時間に合つたように質問者の段取りをつけていたわけなんです。きょうは七人の大臣を呼んでゐるわけでした、最初

が狂いますと、大へんあとの段取りが違つてくるわけなんです。十時から御出席願ひということになつてゐたのですが、どういふことであつたのか。十一時までは、もうすでに三分の二過ぎてしまつてゐるわけなんです。その点と、それからもう一つは、当然おくれた分ですね、時間を延ばせるのかどうか。この点も一つ社会党として、ぜひ質疑に入る前に確かめておきたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) まず、おつてまことに申しわけございませう。実は閣議が十時二十分までつい延びまして、そのあと記者会見でつかまつりまして、おつてまことに申しわけございまして、あしからず一つ御了承を願ひます。

なお、私だけの都合から申し上げますと、きょうは文教委員会が開かれる予定日でございますが、今、理事会開会中でございますので、その方から急遽出席要求されますれば、時間が増えることは差しつかえができるわけございませうけれども、それでございませう。今御指摘のような時間までおつてまことは、私としては差しつかえございませう。

○小林孝平君 今回のこの農業基本法案に關連いたしました、文部省の所管する農業教育という点が非常に重要な意義を持つわけでありまして、そこで二、三文部大臣のお考えを伺いたいと思ひます。大臣、この法案をお説みになつておられますか。

○小林孝平君 この法律では、政府は今後自立経営農家というものを育成していくといふことを非常に強く強調しておるわけでありまして、それで今後の政府の考え方による自立経営農家といふものを育てていくためには、その自立経営農家のない手となる農民の資格、能力といふものは非常に大切だと思ひます。技術的に見ても、あるいは技術者としての資格、能力あるいは経営者としての資格、能力といふものを十分に備えなければならぬと思ひます。であります、今のこの一般的教育ではそういう資格、能力を備えた農民を作ることが非常に困難ではないかと思ひます。この点どういふふうに大臣お考えですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 確かに自立農家、近代的な前向きの農業の経営者といふ要件を従来のままの教育の場に求めることは、困難な意味があらうかと思ひます。もともと農業基本法の構想が閣議決定いたしましたので、国会の御審議を願ひようになりましたのは三十六年度予算編成後でありまして、厳密には農業基本法の施行に必要な基本的な考慮が文部省としても十分にあらつたわけではございませう。今後に向かつて農業基本法の趣旨に沿つて遺憾のない施策を講ぜねばならない課題かと存じておるのであります。ただ、この農業基本法そのものに直接關係がございませうけれども、かねがね日本の農業経営につきましてもだんだんと新しい考え方、たとえば農業高等

学校等におきましても、今後に備える専門教育内容というものを考慮に置かなければならないということで、高等学校の新しい教育課程にはその趣旨で検討を加えられたものがすでに決定いたしました。実施する直前の段階にあるわけでございます。従いましてその意味におきましても、今後の問題ではございますが、御指摘のような考慮を十分に払いまして遺憾なきを期したいと思ひます。それ以前に義務教育の課程におきましても、一般的に科学技術革新の線に沿って技術教育が受け入れやすいような考慮をしなければならぬといふことで、理科教育等につきましても十分重点を置いていかなければならないといふことから、今年度よりその新しい教育課程に基づいて義務教育課程も発足することに、現にもう充足しているわけでございますが、そういうふうなことを考え合わせまして今後遺憾なきを期したい、かように思っているわけでありま。

○小林孝平君 今後の問題ですけれども、ただいま文部大臣のお話しの程度では、今後の農村の発展のための必要な教育といふものは、十分でないのじゃないかと思ひます。そこで一つの考え方なんですけれども、最近工業方面で非常に技術者が要するといふことで産学共同といふことで工業会社が学校に金を出してそうして教育をやっている、こういうことが行なわれておりますが、この考え方を農業教育にも及ぼしたらどうか。そこで農民は金を出すことができません、資本家と違つて。そこでかわりに国が農民のかわりということで、農林省でもいいんです、農林省が金を出して、この産学共

同と同じ思想に立つて農業教育をや

○国務大臣(荒木萬壽夫) 確かに御高説だと思ひます。政府としましては、農林省自身が産学共同の産の立場に立つてもう一つが便宜かと思ひます。同時に、それに相呼応いたしまして、文部省としまして、学校教育の場でこの農業基本法の趣旨に沿う努力をし、かつ実施面において新しい官農技術を身につけ、農業基本法の線に沿うような実質的な指導が農林省の担当だといふ、こういうことで有機的にながらを持つていかなければ効果が上がらないと思ひますが、御説のような構想は、まさしく今後に向かつて一つの考え方だと思ひます。十分に参考といたしまして検討いたしたいと思ひます。

○小林孝平君 文部大臣もこの考えに非常に同感されたのですけれども、産学共同の産に農林省が相当するといふことで、これは農林大臣にお尋ねしますが、農林省からそういうふうな予算の要求をされるというふうにしても、それと今思ひます、文部大臣も積極的にそういう構想を今後強調されるようにしていただきたいと思ひます。すが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) もちろん、今申し上げましたような考え方で積極的に努力せねばならないと思ひます。

○小林孝平君 ところで、この農業教育が今のままではどうしても農業高校を出た者、あるいはその他農村に残るこ

とを期待されておる者も外に出ていってしまふわけなんです。そこで、どうしてもこれは新たな構想に立つて農村に残る新しい農村の新しい手を育成するといふ考え方に立たなければならぬ。そこで、この一つの考え方として、こういう考え方はいろいろ問題がありまされども、昔の師範学校等において行なわれたようないろいろな恩典を施して、そしてある程度将来の義務づけもして、農村に残るというふうな制度をとる必要があるのではないかと思ひます。文部大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 御質問の要旨をあらかじめ承つておるわけでございますが、お説は、かつての師範学校について一部、二部というふうなものがあったが、あるいは師範の二部みたうな考え方、特に考慮をしたらどうかといふ御意向のようになり、承ります。が、ちよつと具体的にびじやつと私自身が理解できないままのことでお尋ね入りますけれども、その類の構想としましては、現在別科ですか、今二年課程の別科という制度がございまして、相当活用されておるようござい

ますが、これを三年課程を二年に縮めて実地に即した農業関係の基本常識なり、あるいは応用的な技術を身につけてやていければ、あるいは御指摘のようないふ目的にかなうんじゃないか

○小林孝平君 私はその一部、二部、といふ点よりも、昔の師範学校のようなものを作れといふのではないけれども、非常にいろいろな特典を与えて、授業料も取らない、あるいは修学の経費の相当部分を国が負担するといふようなことをして、その結果、ある程度今度は就業に義務づけをするといふような考え方はできるものかどうか、またそういうことはやる意思があるのかないのか。そういうことでもしなければ、実際問題として教育をしてもだんだん農業に従事する者はなくなるのじゃないかと思ひます。そういう点をお尋ねしておるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫) ただいま御指摘の意味におきましては、一般的に高等学校の問題を対象として考えますと、特に農業に従事する者に国が直接経費等を負担する形で教育育成をするといふことは、ちよつとどうかしらんと一応考えます。育英奨学の一般的な制度といたしまして、一定の能力、知力を持つておること、家庭条件が貧乏のゆゑに学校に行けないといふふうな二つの要素を勘案いたしまして、奨学金等を貸与し、もしくは給与するといふ制度のことは御承知の通りであります。そういうことで極力御指摘のような必要性に應じるということとが、今の制度のままでいきますれば、最大限のことじゃないかと思ひます。

○小林孝平君 日本は農業といふものが国民経済上に占める重要性、社会一般の農業に期待する立場におきましても、国民的に国家的に考えていいんじゃないかといふ課題であることは理解できますが、その具体的方法をさてどうするかといふことになりまされば、私は思ひつきでしかございませぬけれども、農業協同組合等の農家

本来の団体の立場において特に資金を提供する、学費を立てかえる、あるいは貸し付けるといふふうなことを考えることも一つの方法じゃないか。また産学共同の産の立場に立つのだという意味において、農林省において農業基本法の趣旨を徹底する角度から、農業プロバの必要性のゆゑに何らかの考慮をしてもらつて、お示しのようないふ目的を達する方法があるいはあるんじゃないか。いすれにしても、今後に向かつて十分検討をいたしたいと思ひます。

○小林孝平君 今の文部大臣のお考えをさらに進めて参りますと、結局農林省でそういう新しい農村の新しい手となる者の教育は、農林省所管の専門の教育機関を作つたらどうかと思ひますが、今の文部大臣のお考えによれば、そういうことをも否定されないような御意見のようになり、押懸するのです。すが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) これは一般論としまして、別になわ張り根性で申すわけじゃないと思ひますが、国民に公平に教育の場を与えるといふのが、教育の基本線ではないかと思ひます。従つて、学校教育法にいうところの小、中学校、高等学校といふのがございまして、学校の施設、設備の提供、それを通じて国民の一般的、もしくは特殊の教育を施しますことは、やはり文部省が責任をもつてやるべきことだと思ひます。その線はくずすわけにはいかないと思ひますが、ただそこに具体的に、今後の日本農業が直面します切実な課題という角度からは、今申し上げただけでは律し得

ない部分が当然予想されますので、その

の実際的な必要の点を農林省と相談しながら実施を上げるようにという考慮が、学科の上でもあるいは実習等の上でも十分取り入れらるべきものと存じます。そうして、たとえば、農業高校を卒業して、みずから農業に従事するに至った後に、さらに一種の社会教育的なあるいは現場教育的な立場から何をなすかということに農林省が主として今後力をこめ入れねばならぬという場面になってくるという相互関係を、有機的に、単なるなわ張り根性で自分のことだけで能事終わりという気持ちではむろんなしに、建前は建前といたしまして、運用上は有機的なつながりを持ちながら、その必要に応じていくという心がまえ、そういう気持ちでの検討が必要かと考える次第であります。

○小林孝平君 今度のこの農業基本法では、農民の生活水準を向上、他の産業従事者と均衡させるということが大きいねらいになっておりますが、農村におけるこの一般教養、そういうものの向上のために、図書館とかあるいは公民館とか、そういうものの施設を拡充しなければならぬと思うのです。これに対して具体的にどういうたたいまお考えをお持ちですか。積極的になんていうことをおやりになろうとしておるかというところをお尋ねいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 図書館、公民館の拡充につきましては、これまで農業基本法の構想以前に、文部省としては従来努力して来たとております。社会教育の施設の一環としての公民館の充実、あるいは図書館の拡充ということを取り上げておるわけでございます。

が、もちろん、全国に、各町村ごと、あるいは町村合併以前の市町村の数は相当数ありますが、それに対して一体一カ町村にどのくらいあるかとなると、まだあまりいばれないのでございまして、従来はそういう角度から努力をいたしまして、かなりの配置数は実績として上がっております。三十七年度予算におきましても、大した金額はございせんが、従来以上に予算を御決定いただいて今それが配分中でございます。農業基本法との結びつきにおいて、すなわち今後の農村のあるべき姿に対応する、それこそ積極的に図書館なり公民館活動というものがその目的に應ずる効果を上げるようにという角度から申しますと、従来通りではなかなか百年河清を待つというふうなこともございするので、三十七年度以降、予算措置をいたしましては、うんと大幅に、かつまた内容も新しい要望に沿うような考え方のもとに充実していかなければならぬと存じております。なお、現状の具体的なことを要すれば、政府委員から申し上げさせていただきます。

○小林孝平君 現状は、また別な機会にお尋ねいたしますが、今文部大臣は非常に力強い御発言をなさいましたけれども、要するに、今まで相当やってきておるとおっしゃいましたけれども、それが十分でないことは、今お認めになった通りです。そこで、今回のこの農業基本法は、従来の農民の受けておるいろいろな不利を補正をして、そうして生活を向上させると、こういうことになっておりますから、どうか積極的、具体的な施策を三十七年度以降の予算に盛り込むことを期待いたします。

まして、次の問題に移ります。そこで、今の教育の問題は、農村に残る方面の問題を申し上げましたけれども、今度のこの農業基本法によって外にも人が出る。その出る人に、また、出た者は農村に戻ってこないように、そういうふうにしななければならぬことをうたっているわけなんです、具体的に、そこで、そういう出る人の教育ということが非常に重要な問題であります。そこで、この農村の新卒の人は、引つ張りだのだから、今どこにでも行くところがあるわけなんですけれども、二、三年前に卒業して残っている者、あるいは、さらにそれから前の人たちが、そういう人たちの都会に出て就業する都会における就業の機会、これを有利にするためには、教育が非常に必要だと思ふんです。そこで、職業教育あるいは技術教育を再教育をこれらの人にやらなければならぬ。そこで、この金は国庫の負担でやるべきではないかと思ふんですけれども、そういう点についてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の点は、その必要性は私もまさしく同感でございますが、さて、いきなりそれを国庫の負担において一種の再教育と申しましようか、職能教育をすべきか、し得るかどうかという点については、ちょっと私も即答いたしかねますけれども、何らかの手を打つべき重要なポイントであることは間違いないと存じます。検討をさせていただきますと思ひます。当面なし得ることを考えますれば、青年学級に入つて勉強してもらつてというふうなことが、さしあたり考えられるわけでございますが、今申し上げ

ましたように、当然それを国が全部

国庫負担でどうするということは、にわかには結論的には申し上げかねますので、御勘弁いただきたいと思ひます。

○小林孝平君 最後に一点、この基本法の第四条に「政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。」、こうあるわけなんです。そこで、この第四条は、この法律案の中で最も重要な点であるということで、政府自民党は大宣伝をされたわけですが、総理大臣以下この国会における答弁も、非常にこれを強調されているんです。従つて、文部大臣も、今私が申し上げたことに非常に同感をされたんです。数々の点同感されたんですから、それは、すべて第二条第一項の施策なんです。だから、あまり遠慮しないで、この法案をあまりよくお読みになつていないと思ひますから、もう一度よくお読みになつて、積極的になつていきたいと思います。いろいろ教育を計上されるようにやっていたのだかと思ふんです。従来と同じようきたかと思ふんです。お考えになつておれば、ちよつと財政上困難でないかというお考えになるだろうと思ひますけれども、この第四条というものは金看板なんだから、一つ内閣全体としてそういう気持ちになつていただかなきゃ困ると思ふんですが、文部大臣はどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 当初申し上げました通り、現在実施されております制度、ないしは決定しております予算というものは、当然に農業基本法と表裏をなしたような計画性をもつて成立しておりますので、端的に申し上げれば、あけて今後に向かって努力

せねばならないという立場にございまして。たまたま従来やっておりますことで、幾らかでもこの趣旨に沿うであろうことは、先刻申し上げていたようなことでありまして、いづれにいたしましても、今後に付してこの農業基本法の制定の趣旨に従つてあらゆる積極的な努力を関係省とも十分密接な連絡をとりながらやらねばならぬと心がけたいと思ひます。

○東隆君 先ほどから小林君の質疑がありました。それと多少食い違ふと思ひますが、お伺いいたします。私は、長男教育をどうしたらいいか、こういう問題を中心にして伺ひをするわけです。長男と申しましては、長男ばかりが農業をやるわけではございせんけれども、農村に残つて農業経営を実際にやる者の教育は、私は非常にうとんじられていて、こういうふうな考えをしております。次男、三男は外に出ますので、いろいろな教育をされる。それは遺産の相続やそういうふうな問題に關連をいたすと思ひますけれども、外に出る者は教育をされる。しかし、残つておる者は教育をされない。そうしてまた、教育をされる機会が非常に少ない。こんなような状態にあると思ふんです。そこで、その長男をどういふふうにして教育したらいいか。義務教育のほうはこれはまず問題外にして、義務教育を終えた後の者がどういふような状態に置かれておるか、こう考えますと、私は寒心にたえないものがあると思ふ。

そこで、文部大臣にお伺いをするんですが、義務教育を終えた者が、二年なり三年なり自分のうちの仕事をやる。そうして農業の方面において労働

三

の経験もその他の経験も十分に得た者が農業高等学校に再入学をする、こういうような場合に、義務教育を終えてすぐ農業高等学校に入つた者と同じように机を並べて三つの課程を終る、こういうのは私は非常に酷なやり方じゃないかと、こういうふうに考えるわけです。昔師範学校なんか一部制と二部制がございました。中学を出た者が二部でもって一年教育を受けた者は、これは一部の者と同じに待遇されます。こんなような事例がありました。農業の場合において、自分のうちで農業に従事をした、こういうような非常に経験を積んだ者が農業高等学校に入るときに、もう少し課程を短くしてそうして同等の資格を与える、こういうようなことができないならば、私はこれは非常に大きな進歩ではないか、こういうふうに考えますが、その点はどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お説は農村の実態に即して、具体的な問題としては切実なことでもございまして、よし、効果的なことであらうということはおぼろげな感じがいたします。ただ、にわかに百パーセント御賛成困難なような気がいたしますのは、農業高校であれ、工業高校であれ、産業教育と申しておりますが、やはり六三三の一般的な後期中等教育と申しておりますが、一般的な学校の場でございまして、中学を出て農業の実際に携わつておるがゆえに農業高校の三年課程が一年で卒業したと同じ資格が得られる、あるいは二年で卒業資格が得られるということにいきなりやれるかどうか。これは一種の建前論でござい

ますが、その意味においてなかなかむずかしいことではないかと存じます。ただ、これは今の御尋ねに基づいての直感的な御返事でございまして、検討してみたいことには、最終的なことはもう申し上げられませんが、一般論と申しますと、そこら辺に困難性があるのではなからうかと一応考えます。ただし、さつきもちょっと申し上げましたが、青年学級が今お示しの御要望に沿ひ得る現行の制度の一つじゃないかと思ひます。高等学校それ自体としておつしやるようなことができるかどうかというところは今申し上げた通りちょっと疑問がありますので、検討した上でないし御返事が困難でござい

○千田正君 関連して、今、東委員の御尋ねに対して大臣からお答えがありましたが、社会教育の面において、特にそれが補助教育として非常に農村の場合は必要じゃないか、私はそう思ひます。それで青年学級、婦人学級というものが最近農村の社会教育の上に設けられて、そうして青年や婦人の自主性に基づいてある程度の指導をしてありますけれども、現実の問題として非常に余裕がない。時間的余裕がないということ、せつかくわいたをうした勉強しようとする意欲に対する一つの水を向けるための、予算その他の面において十分じゃないために、あるいは講師を呼ぶとか、あるいはいろいろのものを集めるとかいうような、そういう面において予算が十分でない、こういう面においては一つの社会教育の面として文部省がもっと力を入れて活動を十分にさせるようなことによつて、正規の勉強以外に補助的教育が十分

分に社会教育として発揮できるのではないかと、そういう面を私は考えますので、その点を合わせてお答えいたしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 社会教育の重要なことはおっしゃる通りであり、また、文部省も従来ずっと以前から社会教育には考慮をめぐらしてきておると思ひますが、ただ、今の農業基本法の制定された後の日本農業の状況は農村、農民の直面しておりますところのまた、直面する必要があるところの場に対しては、そのまゝ必

じ得ることをしていないことは確かであり、希望があるようだから青年学級のことも考えねばなるまい、どちらかと云へば、消極的な受け立つような気分であつたろうと思ひます。しかし、今後、特に農村に對する青年学級の面あるいはその他の社会教育の面でもありまして、農業基本法の目ざすところに相呼応しながらの意欲的な積極的な考慮、それとそれにふさわしい予算的あるいはその他の事務にいたしまして、それにふさわしい実体を備えるように積極性が要請されると思ひます。そういう意味合いでもって、今後に対してあらゆる考慮と努力を払わねばならないと存じます。

○東隆君 私は、学校を出た者は農村にとどまらないで外に出ていく、そういうことがこれは常に行なわれておりますけれども、どうしても農村に勉強した者が残る、こういうような態勢を確立するには、今のようないやうな方ではそれは無理じゃないか。従つて、農村に残つて多少の経験を積んだ者が、しかも向学の気持に燃えておる者が入る。しかもそういうような精神を持つておる者が行くのでありますから、二年も三年も、普通の者と同じに机を並べて同じ三年間を学習をする、こういうのは、これは私は非常に酷なやり方ではないか、こう考えるわけです。従つて、もう少し短期のもので十分にそれと同等な資格が与えられるようなものを考へておるべきじゃないか、こういうことを一つ考えるわけです。それからもう一つは、それより以上の大学なんでもありますが、大学のいろいろな例を見ますと、たとえば農業協同組合なんかに従事している者が、ある年限仕事をし、それから後に大学に入つて、そういう者が今度はまた元の職場に歸つてその中心的人間になる、こういうような者が非常に多いようであり、そこで、大学の問題なんでもありますが、私は全課程を終了しなければ大学を卒業できない、こういうような課程でなくて、必要な科目を勉強する、こういうような制度を大学の中に設けていいのではないかと。これは教育の機会均等という考えからいって、私は何も関係のないいろいろなものをみんな修めなければならぬ、そういうようなことでなくて、自分が最も必要だと考へる科目を勉強する、こういうような制度が私は国の大学の中にあつてしかるべきじゃないか、こういうふうに考えますが、この点はどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今第一の、義務教育を終わつて農業に従事して、向学心やみがたき人々がたくさんおると思ひますが、その場合に、高等学校を考へても、先ほどもお話がございましたように、同じように三年間を是非でも経過しなければ高等学校卒業の資格がない、従つて、大学の入学資格もないということは酷いじゃないかというお説でございしますが、實際的にそういう気持も私もいたすのでございしますが、やはりよく考えま

それからもう一つは、大学程度の学校をことに農業関係のものが作りますと、たとえば農業協同組合関係の学校なんかでありますと、だいぶ短期間であるにかかわらず文部省の方から、大学の、何といいますか、制度からかどうか知りませんが、いろいろな

専門的な深い造詣を身につけさせるということと同時に、一般教養を通じて人間形成と申しますが、そういう目的にも応じなければならないという公式論的な立場において、大学の設置基準を初め、大学の教科課程等も制度づけられておるようでございます。確かに

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿部竹松君 労働大臣にお尋ねいたしますが、この農業基本法が、もし国会を通じて立法化されますと、これは農林省だけでなく各省の御協力を得な

次産業から二次、三次産業に転向される人口を二百二、三十万と私どもは大ざっぱに考えておるわけでございいます。それらが安定した職業につくよう、職業の訓練あるいは職業のあつせんをするのが、私どもの仕事と心得て

ります。しかし依然として若い人が多いのでございます。そこで、これを今後漸次拡大をいたして参るつもりでありまして、特に一番最後に申し上げました農村に近いところに、職業訓練所を増設して参りたいと思っております。これには、町村合併等によりまして

校舎があいたところがございまして、そういうものをできるだけ利用いたして参りたいと思っております。ただ、現在これを急速に拡大いたしまするための一番大きな障害は、指導員の養成でありまして、指導員の養成も一面において本年度から職業訓練所におきまして着手いたしました。それと同時に、指導員の待遇につきましても本年度から独自の予算措置を講じまして、近い将来におきましては、教員その他に準ずる特別の俸給表等を設けることにいたしまして、指導員の確保に努めたいと思っております。また、指導員につきましても、学費給与制度等が目下予算的措置を講じておりますこともあわせて申し上げたいと思存じます。

○阿部竹松君 労働大臣のお話を伺っております。もう一つ聞かざるを得ないのが、実際の職業訓練所は、現在の人でも収容しきれないでしよう。現在の失業者諸君を収容しても収容しきれないというのが実情なんです。訓練所は余っておらんのですから、それとそこを何十万何百万がくるかわからないけれども、しかるに今大臣の御答弁の中にありました十何カ所、二十カ所設けたって、これは収容しきれないものじゃないですか。ですから、私は今の訓練所は、現在の失業者を収容しきれないのですから、当然この基本法の立法化に従って、新たに膨大な措置を設けなければならぬと思うのですが、あなたのお話を聞くと、今これこれあって、これから十何カ所ふやして云々とおっしゃるけれども、それはとうてい、答弁としてはいいかもしれないけれども、現実の問題としてそれは不可能でしよう。

○国務大臣(石田博英君) 先ほど申しましたように、三十五年度から四十五年度の間に、十一年間で二百三十万といふわけでありまして、年間第一次産業から第二次産業、第三次産業に移る者は二十万から二十二、三万であります。その中に毎年今約六万五千人ぐらゐは現在の設備で訓練いたしているわけでありまして、もう一ぺん申し上げますと、公共職業訓練所で六万人収容しておりますが、そのうち三万人は職業訓練所で七万人訓練をいたしておりますが、これも約三万強、半分近い者が農家の子弟であります。そのほか、それは各都市とか、地方でも、地方の中心都市に設けてありますが、今度農家の子弟だけを対象とする訓練所を設けております。これは昨年十四カ所、本年十八カ所、こういう数字でありますから、合わせますと六万五、六千ぐらゐの数は現在の施設で訓練をいたしております。足りないものが十三万から十四、五万という、訓練の対象にならないものが、収容できない数が十三万から十四万ということになります。しかし二次、三次産業へ移る者は運輸及び通信を除きましては、まず特殊な職業訓練というものは現在要求されておられませんから、まず十四、五万全部を対象にしなければならぬというわけではございません。しかしなお不十分であることは当然でありますから、私はこれからは農家に近いところ、町村合併等で余裕ができました校舎等を利用いたしまして、急速に農家の二、三男の子弟を対象とする者の訓練所を急速に増設いたしたいと思つて

おります。それから現在の状態で収容しきれないのではないかと云々というお話でございしますが、実は、大へん残念なことは、特殊な科目においては定員より非常に多い応募がございしますが、現在の雇用の状態ではいろいろの条件がありまして、わざわざ訓練を受けなくても雇用が行なわれていた実情等もあって、実は必ずしもあふれ切つていないという状態ではございません。そこで私どもの方といたしましては、今度雇用促進事業団ができました場合、今までは炭炭職者だけに失業保険のない場合に訓練手当を支給しているのがあります。これからは失業保険が訓練期間中延長されるばかりでなく、失業保険のない者にも訓練手当を支給するという方法を講じまして、むしろ私どもとしては現在の施設の利用率を高めると同時に、施設そのものを増大させるように努力をしていきたいと思つておる次第であります。

○阿部竹松君 これは自治省の安井大臣に言うのが当然かもしれませんが、労働大臣は今町村合併によつて校舎が余る、それを利用すると、こうおっしゃるが、全国的に見てこれから町村合併するのは全国で二つ三つしかありません。それを利用するなんというところは、まさかそう考えておらないうちで、たまたま言葉のあやでそう言つたと思つたのですが、それをあてにするなんてとんでもない話で、それは現実の問題として実際収容しきれないのです。これは余つていふというなら、僕はこの訓練所でどれだけ余つていふか具体的に伺いたい。しかしあなたのおっしゃるような実態ではないわけ

です。そこへ多くの人がやはり訓練所に入るということになれば、当然新しく何百カ設けなければならぬわけですね。それからもう一つ大臣ね、あわせてお尋ねしたいことは、職業訓練所というのは就職じゃないのでしよう。訓練所へ入れたからといって、これは能事終われりゃない。訓練所へ入れたあとどうするかという問題もあるわけですね。あなたのお話を聞くと、職業訓練所へ入れれば、まさか能事終われりゃない。しかし訓練所へ入れたあと一体どうなるかということもあわせてお尋ねしたい。

○国務大臣(石田博英君) まず町村合併によつて校舎に余裕が出てきたというのは、これから出てくるという場合をいっているわけじゃないのであります。現在町村合併をいたしたために、旧町村に作つた校舎で余裕があるところがあるかということ。そういうものを現にこゝしも相当利用いたしております。しかしそれだけではなない、もちろん新設を必要とするのであります。そのことはこれからやる、もう町村合併が終わつておるわけでありまして、これからやるものを相手にしているわけではございません。今まででも旧校舎のそういうものの利用がかなりできる状態でありまして、そういうことをしていきたいと思つております。それから訓練所は実はこれは私どもの方からいへば大へん残念なことでありまして、現在ある訓練所の各収容能力と、それから入所希望者の数は、あとで事務局から説明いたさせ

それから訓練所へ入れて卒業させればそれで終わりというわけではございませんで、もちろん就職のあつせんは当然いたします。ただし、この訓練所修業生に対する求人申し込みは、非常にいい状況でありまして、一例を申し上げますと、これは農家の問題とは直接関係はございませんけれども、例の三池炭鉱の跡地未だ熊本県の荒尾にこしらへました訓練所、その訓練所の第二回生が去る二十七日の土曜日に卒業いたしました。百二十一名卒業したのであります。これは全部指名解雇者であります。これは二十二名か三名が目指希望、就職希望者が九十九名、そのうち二十七日現在において就職確定をいたしましたものが九十四名、五名が今遠隔地に交渉いたしておりますので、現在の時点においていわけゆる雇用契約というものができたということはいえませんが、もう数日を出ないうちに雇用契約は完了する、つまり百パーセント就職が終わつておるのでありまして、訓練所の修業生は今ただいままで申したような状態でありまして、そういう意味で産業界の希望等によくいらんで科目等を選定いたして参りますと、私どもの訓練所の修業生はまあ百パーセントの就職ができる、その卒業の時点においては九十何パーセントというより時間的なずれがあつたり、たとえば自動車の運転手等でありまして、免状を取る期間が要つたりいろいろございしますけれども、現在においては非常にいい成績を納めております。収容能力との関係は今事務局より説明いたします。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま大臣からお答えいたしましたところに補足

をして申し上げますが、本年度におきまして公共職業訓練所への応募状況及び入所状況を申し上げますが、大体におきまして応募者は定員を上回りました、一〇・三〇％という状況でございますが、しかし実際問題として見てみますと、その応募される方の希望と、それから訓練所で実施しております具体的な職種との間の食い違いがある関係もありまして、入所率は八五％程度という現状でございます。これはただいま大臣から申しましたように、応募者に対しては、ほんとうにその訓練を受けて、あと就職するの都合のいい職種があるわけでございまして、必ずしも訓練希望者の希望職種がそれにマッチしていかないという点もございまして、それからまた、訓練所の現在における職種の編成等について、労働省の側といたしましては、検討を要する面もございまして、そういうような点もございまして、入所率はただいま大体八五％程度であります。私も今のような観点から応募生に対するところのPR、普及、それから訓練内容の職種のさらに改善という点を検討しておりますので、これと合わせてまして先ほど大臣が申しました職業訓練の拡張計画によりまして、農村からの希望者をできるだけ多数収容いたしますように努めておるところでございます。

わなかったのです。たまたまあなたの方で触れたからお尋ねするのですが、指名解雇の分だけで二百名、それが百名足らずしか就職できないので、現実の問題として、局長、そこいらっしやるから大臣は知らぬとして、局長から明確にお答え願いたいのですが、あなたは言うことと、やっていることと違ふでしよう。なかなかそういうとりっぱなことをおっしゃったって、千二百名労働大臣がよろしゅうございまして、経営者と労働組合の千二百名のうち、百名しか就職できないので、その就職した百名は、四百一十円という安い金額で就職しているのです、それが現実なんです。もし僕が言うことが、それだつたら反駁してもらいたいのだが、それが現実なんです。それに職業訓練所云々ということは、これは大臣に僕は抗議するのじゃなくて、それが現実なんです。なかか何十万という農民の人がやめられて入るといって、これは不可能でしょう。どの訓練所に何名入るかということ、僕は具体的に何名入るかを願いたい、具体的にどの訓練所に農家の人が何名収容できますよというところ、農村の子供の主として今度訓練所を作りますと、一体北海道のどこか、九州のどこか、本州のどこか、具体的に教えてもらいたい、具体的に、そういう抽象論でなくて、もし私の言うことが三池の問題なんかで誤りであつたら、労働委員の言うことは誤りでずというてもらいたい。

の例として申し上げたのであります。それから一番就職が困難だと予想されておつた、いわゆる指名解雇者においてさきも、ただいままで申しましたような数字が出ておるといふことを例として申し上げました。それから三池の問題であります、三池の問題についての数字その他は、職業安定局長から御報告いたさせますけれども、それは荒尾だけで収容しておるわけではございません。荒尾で収容した場合の例、それから目下訓練中の人もございまして、実はもつと早く訓練所に入所していたのだかたつたし、もつと早くいろいろな希望を言うていただきたかたのであります、私どもの方では現地に相談員を派遣してつと常設しておるものであります、当初の昨年度中ぐらいはなかなかその決心がつかないと思はれます、ある意味においては、まあ保険金も多少あるとかなんとかいうような事情もあつて、なかなか希望を申し出る人がほとんどなかったものであります。それが昨年度から組合側の協力もありまして、希望をだんだんと申し出ていた、だんだん、また訓練所に入る人も出て参りました。そうして順次進行をいたしておる状態でございます。それから現在まで農村用の訓練所を作りまして、あるいはこれから本年度作る場所、将来において考えておる場所等は、あとで書類をもつて御通知を申し上げたいと存じます。それから三百三十万の収容能力等につきましては、これも書類をもつて差し上げた方が便利じゃないかと存じます。

してあります職種との間の食い違い、それは現状認識その他の違いがありまして、非常な誤解がある面もございまして、一例を申し上げます、たとえば建設機械のオペレーターを養成しますと、それとそれから配管、自動車整備、こういうような三つの課目を訓練所に設けますと、自動車整備にずっと殺到して参ります。ほかの二課目にはなかなか入ってこない。しかし事実上収容及び賃金その他の条件から言へば、むしろ逆に自動車整備工以外の者が多い場合があつても、事情を知らないでそういう場合があるものであります、そういう点をこれから普及していかなければならぬ。それから今度は雇用促進事業団で訓練手当を出します。これなども訓練生を多数参加させていた、これに役立っております、現在の段階では、むしろ訓練生をバランスをとつて補充するのに努力をしておる段階であります。しかし、ただいまお話をいたしました通り、私も所得倍増計画の中であげました数字から見ても、これで十分だとは思えないのであります、大ざっぱに第二次産業、第三次産業に同じ数にいくとしまして、やはり十程度の訓練ができるようにすみやかに増設したいと思つております。

もう一つ、荒尾の例だとおっしゃるからそれは追及しませんが、荒尾の訓練所の入所者云々とおっしゃるが、たとえば自動車運転手を養成するので、自動車があつてもガソリンがない、大工さんなんかも、指導員があつても、かんなんあつても、こきりがない。こういう状態でしょう。これは自民党の理事の櫻井さんがいらつしやるが、熊本県だから、あれは熊本県ですからこれは私より知つておられると思う。(富山県だと呼ぶ者あり)自動車があつてもガソリンがない。大工はのこぎりがあつてもかんなんがない。大工さんや、自動車の運転手を養成すると言つてもそれではとても話にならない。そういう所へ入つたつてむだだから、そこまでのいきたいのだけれども、いけないというのが現状です。大臣はその開所式に行つて大演説をぶつた。あなた演説がうまいから皆が感心したというが、幾ら言葉がうまい、たつて中身がない話じゃだめだ。中身の無い話はやめなさい。まずいことを言つた、口先だけでうまいことを言つた、中身がなければ話にならない。ですから私は、農村の方がいよいよこの法に基づいて、だんだん百姓をやめるかわかりませんが、やめてくるときに、大体どの訓練所に収容してくれるか、収容してくれて、しかばその仕事はどうなのかというところをやはり懇切丁寧にわれわれにも明らかにしてもらいたい、やはり心配してゐる農村の人にも明らかにして、わねなければならぬ。ただ賛成せい賛成せいと言つた、中身がわからなければ賛成できませんよ。

○国務大臣(石田博英君) それは訓練

所各地においていろいろな全部が全部円滑にいつておるとは、決して申しません。問題点はたくさんあります。その問題の解決にはもちろん努力をしなければならぬのでありますが、しかし先ほど訓練所を設けても中身がないとおっしゃいましたが、たとえば訓練所卒業生の就職率は、たいてい申しましたような就職率、それを申し上げれば、やはりそれ相応の成果をおさめておる。これが証拠であらうと私は思います。それから荒尾に自動車のカソリンがないというお話でございしますが、まあこれは大工のかんががないというお話、荒尾にはそういう課目を今のところ置いておりませんので、荒尾の例ではございまいと思ひますが、しかし一般にそういう何かにも円滑にいつておるとは思ひません。思ひませんけれども、しかし全体として訓練所の卒業生の就職状況は、ただいままで申し上げた通りであります。しかし数から言ひましてな不足であることは、これはもう私自身認めております。さらに設備の増大、完備に努力をしていかなければならぬことは申すまでもないのでありますが、現在の収容状況を申し上げるには書類で出した方が都合がよろしいでしょうといふのは、何しろ数が多くて親切に各個所の収容能力等を御説明いたしますよりは、むしろ書類の方が適当じゃなからうかと云つたんで、ここで説明をしてよろしければどの程度の範囲、三百三十カ所の各収容所それぞれ五科目、三科目の項目がございしますが、それぞれ全部収容能力をお話し申し上げるのでございますか。それよりまだ書類がよろしいと思うのですが。

○阿部竹松君 科目まで大臣説明しなくても……。

○國務大臣(石田博英君) いや、私でなくて、こちらで……。

○阿部竹松君 その大抵現在ある訓練所、それから大臣のおっしゃる十八また新設するとおっしゃる。それでそれだけの人間が、農村の方々が収容できるかというところを、それをお尋ねしてのわけですね。それからもう一つ、四十五年までの計画ですから、私はお尋ねしたいことは、大体労働省として農家の人がおやめになつて三十七年は何人、三十八年は何人、どのくらいの計画をお立てになつておられるのか。それをお尋ねしたい。

○政府委員(堀秀夫君) まず荒尾の状況を申し上げます。三井三池の特に九・九退職者の皆様方につきましては、この争議の解決の経緯等にかんがみまして、労働省といたしましては全力を上げてその転業をお助けするつもりでございまして、現地に総合職業相談所を設けまして、具体的に各県から、受け入れ県から職業安定所の課長級が一月一ぺん必ず集まりまして、具体的な求人を持ち寄りまして、現地相談を実施しております。

そこで、現在までの状況でございするが、九・九退職者は大体におきまして約千名に上ることは御承知の通りでございしますが、そのうち現在までに就職決定いたしました方の数が二百三十名でございします。それから他県に移住をされました方が、そのほかに百三十六名でございします。それから現在職業訓練所、これは荒尾を初め、大阪、小野田等の訓練所に分散して入所

しておられますが、これらの訓練中の方々が二百名でございします。従いまして大体におきまして約六百名の方が現在すでに就職決定もしくは移住、あるいは訓練所に入所して訓練を受けておられる段階でございします。なおその残りの方々につきましては約三百名の方々がさらに職業訓練所に入所を希望するといふことを出しておられます。合わせて九百名、残りの二百名の方々につきましてはまた希望の出でおられない方もございします。それから自営業を希望しておられる方もございします。これらの自営業を希望される方につきましては、労働省が事実上各省の中心になりまして必要の援助を行なう。たとえば先日福岡においてタクシーを開業したいという希望がございしましたが、これは福岡の陸運局等に話しまして、つい最近免許がおりまして、タクシーを開業したというような状況でございします。大体今のような状況でございします。いろいろもろもろ現地にございまして工合の悪い点もあると思ひますが、私どもただいままで三池の第一組合の方々といつも接触しておりますが、第一組合の方々からは、労働省非常によくやってくれているという感謝をいただいているという状況でございします。私どもはここの感謝にこたえまして今後ともさらにその転業のあつせんに最善の努力を尽くしたいと思ひるのでございします。

それからその次に訓練所の分布等でございしますが、これは先ほど申し上げましたように全国各地に分散しております。総合職業訓練所は、これは大体まだ二、三の県におきましてできておらないところがございますが、それ以外

外の都道府県におきましては、全部中心の都市に総合訓練所がございします。それから一般職業訓練所は約三百に分散して設置されているわけでございします。これらの公共職業訓練所の定員が本年度におきまして約六万人でございします。六万人のうち先ほど大臣が申し上げましたように、約三万人の方が現在農家の出身で占められている。こういう状況でございします。それから、そのほかに事業内職業訓練が約七万でございします。そのうち約半数は農家出身であると推定しております。

それから、そのほかに昨年から新たな試みといたしまして、農村の周辺に特に農漁村、三男対策を目標といたしましてところの職業訓練所を新設することにした。三十五年度においては十四カ所を新設したわけでございします。これは大体農家出身を対象にしておりまして、特に申し上げますと、三十五年度におきまして新設いたしましたものは、北海道二カ所、青森一カ所、岩手一カ所、秋田一カ所、福島二カ所、茨城一カ所、栃木一カ所、群馬一カ所、埼玉一カ所、静岡一カ所、愛知一カ所、長崎一カ所、こういうような状況になつております。

それから、職種等につきましては、これはいろいろ職種がございします。この席で申し上げることは省略させていただきます。それから、三十六年度におきましては、さらに十八カ所を新設することにしております。これは各都道府県から非常な御希望がございまして、現在、希望はこの十八カ所を相当上回つておる状況でございします。これは農林省ともよく

連絡をいたしまして、現地の実情を見まして、近くその場所は具体的に決定し、着工したい、このように考えておるわけでございします。それから、昭和三十四年から四十五年度にかけまして約十一年間に、先ほど申し上げましたように職業訓練の計画といたしましては約百五十万人の職業訓練卒業生を出したい、こういうことで、大体その四十五年度辺におきましては現在の公共職業訓練所の数を倍にしたい、このように考えておるわけでございします。大体それで私どもの見込んでおります。これは今後農林省とよく御相談いたしまして、また具体的に練つていきたいと思つております。

が、先ほど大臣が申されましたように、この農村就業率から十一年間に二百四十三万人の第二次、第三次産業方面への転業者があると考えておるわけでございします。そのうち、第三次産業を除く、第二次方面への転業を希望される方々につきましては、この百五十万人の中の重点を置きまして、そして収容して参りたい、このように考えております。詳細の具体的な年次別の計画は、さらに農林省とよく御相談をいたしまして決定して、逐次実施して参りたいと考えてございします。

○北村暢君 今、阿部委員の質問に関連して一つだけ伺ひたいんですが、農村を対象にして三十五年十四カ所、三十六年十八カ所を新設をして、非常に評判がいいようなことのようにでございしますが、これは、希望者はだれでも入れる、まあ数が多ければだれか選ばなければならぬわけでしょうけれども、だれでも入れる、こういうこ

ろ、希望者はだれでも入れる、まあ数が多ければだれか選ばなければならぬわけでしょうけれども、だれでも入れる、こういうこ

ろ、希望者はだれでも入れる、まあ数が多ければだれか選ばなければならぬわけでしょうけれども、だれでも入れる、こういうこ

とでやっておられるのか。それから、希望されておられる人はどういふ人なのか。先ほど次、三男対策と、こう言われたけれども、この希望される人の内容は、一体どういふ人が希望してきているのか。それから、これは非常に大事なことでありまして、今、農林省が考えているのは、都市へ出ていく人はなるべく帰ってこないようにという考え方で、しかも職業訓練をして、そして自立経営農家というよりなこと、農村人口が減っていくことに重点を置いていくわけですから、これは新規の卒業者はもう普通に就職していくだろうと思うのです。従って、この職業訓練所に入ってくる人は一体対象が、やはり相対的には吟味されなければならぬのでないかと思ふんですが、そういう点についての配慮がなされているのかどうか、この点お伺いしたいと思ふいます。

○政府委員(堀秀夫君) 十四カ所につきましては二十八職種の訓練を目下開始しているわけですが、これはこの場所を選定いたしますときに、各都道府県と十分御協議をいたしまして、農村地帯に設定したわけでございます。従いましてここに入っておられる方は大体も全部、一〇〇%と申し上げると語弊があるかもしれませんが、大体において九〇%以上は農家出身の方であらうと考えているわけでございます。訓練期間は一年という中で実施しているわけでございます。従いましてその応募にあたりましては、大体その場所が農村地帯でございますが、私どもは制限はいたしておりませんが、事実上ここに入っておられる方は九割以上は農家出身の方々である、

、こういうふうに考えております。今後においてもこのような方針で進みたいと思ふいます。それから今後におきまして、私どもはただいまお話しの中の学校卒業生の方々はただいま申されたように大体そのままで求人人は非常に多い状況でございますので、就職決定をしておられるわけでございます。しかし、ものによりましては、やはり訓練所に入つた上で就職したいという方もございますので、そういう卒業者も予定しておりますが、今後におけるわれわれの重点は、やはり新しい卒業者でなくてむしろそうでない、今まで何らかの職についておられた、あるいは家庭におられた方が今後新しく就職したいという、いわゆる職業、転職希望者に重点を置いて参るように入りたいと思ひ、まして、労働公・使三者構成の職業訓練審議会に對しまして、労働大臣からこのような考え方で行くについて、このような職業訓練方式において今後どういふ点に気を付けてやたらいいかという諮問をいたしております。来月中旬ごろまでにこの御答申があることになっておりますので、私どもはこの御答申を入れます。この転職訓練計画というものに重点を置きまして推進して参りたいと考えてございます。

○阿部竹松君 石田さんは、池田総理がアメリカに行つてお帰りになつてからの内閣改造で功なり名を遂げておやめになるでしょう。(笑聲)しかし、局長はまだ労働省においでになるでしょうから、あなたはここだけで答弁しても、これはほんとうですかと、あなたにあつてお尋ねしなければならぬのです。三井三池の九百名は労働省が

全力を上げましたから大丈夫だと、そうおっしゃつても、あとで安定局長があのときこつた言つたじゃないかというよりなことを僕は言いたくないけれども、労働大臣がこつた言ひましたといつて褒賞のそでに隠れてあなたに適當な答弁をしても承知しません。(笑聲)それからもう一つ、そこでお尋ねしたいのは、農村に訓練所を設ける、設けるとおっしゃるけれども、農村だつて、純粋な農村たんぼしかないところ、設けるわけでもないでしょう。実際は農村であるかもしれないが、しかしそこが工業地帯とか、失業者の多いところ、建てるに僕は思ひます。そうすると、自動的の職にアプれた人から入る、出なくてはならないです。農村に建てるのとおっしゃるけれども、農村に建てるから農家の人が入る、そんな甘い考えで、池田さんの経済政策より安定局長の考えはまだ甘い、こういうことになりませんか。具体的にどこどことおっしゃつてみない。そうおっしゃつたら、必ず純然たる農村でないところがあると思ふ。工場があつたり、比較的全面的に見て失業者の多いところに、工場がつぶれたとかつぶれないとかというところ、そこに建てることになるわけ。あなたの答弁は全然僕はなつておられないと言ひたいけれども、そういうふうにならないだろうという見通しですね、僕の言うことがうそだつたら、君の言うことはうそだと、純然たる農村へ建てます。実際は、北海道のどこと鹿児島のどこですと、具体的例をあげていただきたい。簡単に農村の真中に建つ筋合いのものじゃないでしょう。

○政府委員(堀秀夫君) この十四カ所、十八カ所につきましては、農村周辺に建てる予定で、現在、十四カ所は、現実に設置しておるわけでございます。もちろん、その農村のたんぼのまん中に建てるわけには参りません。従いまして、私どもの考え方としては、農村周辺の小都市に建てます。そうして農家の出身の方をこれに入れるという考えでやっております。そのために、この十四カ所、それから今後の十八カ所の訓練所につきましては、寄宿舎を必ず付置いたすことにいたしております。ここに現在取寄してやつておるわけでございます。私どもは、この農村周辺の小都市にこれを設置することによりまして、そして具体的に希望者の多いような農村地帯からこれに応募していただきまして、そして適職を訓練いたしまして、そしてこれを他の第二次産業に転業していただくという考え方で進みたいと思つておる次第でございます。

○政府委員(堀秀夫君) この十四カ所、十八カ所につきましては、農村周辺に建てる予定で、現在、十四カ所は、現実に設置しておるわけでございます。もちろん、その農村のたんぼのまん中に建てるわけには参りません。従いまして、私どもの考え方としては、農村周辺の小都市に建てます。そうして農家の出身の方をこれに入れるという考えでやっております。そのために、この十四カ所、それから今後の十八カ所の訓練所につきましては、寄宿舎を必ず付置いたすことにいたしております。ここに現在取寄してやつておるわけでございます。私どもは、この農村周辺の小都市にこれを設置することによりまして、そして具体的に希望者の多いような農村地帯からこれに応募していただきまして、そして適職を訓練いたしまして、そしてこれを他の第二次産業に転業していただくという考え方で進みたいと思つておる次第でございます。

○國務大臣(石田傳英君) 今の九百名の問題については、これは私が責任をもち、中務省のあつせん案の条件として天下に明らかにしたことでございます。それから、私からお答え申し上げておきたいと存じます。私がやめるとか、やめないとかという問題ではございません。これはやめようとやめまいと、労働省の継続的責任であります。御希望をおっしゃらない人、御自分でよそへ仕事に行かれた人、これは私どもとしてはいかんともしがたいわけでありまして、ただいま申しました九百名の諸君については、必ず全責任を負える確信を持っておる次第であります。

○阿部竹松君 希望をおっしゃらない云々といつても、石田さん、就職したと局長おっしゃるけれども、四百十一円平均ですよ。そうすると、東京でも大阪でも、暮らせつけないじゃないですか、そういうことではない。二十五日働いても一万二千円しかならぬ。一万何がしますよ。そうすると、親子三人か四人で、六畳一間借りても、とにかく家賃が四千円か五千円簡単に取られますよ。そうしますと、働きたいのだけれども、四百十一円じゃ働けないという、情けないかな、そういう現実の問題があるわけです。そう八百円も千円ももらつておる人はないのですから、そこを考へていただかないかやならぬわけですね。

○國務大臣(石田傳英君) 四百十一円という数字は、どういふ数字か、私は初めて聞く数字でございますが、今の荒尾の訓練所の修業者の就職先の賃金の水準とは思ひます。それは、私どもの受けた報告はもっと高いものであります。それから日給ではございません。常用雇用として就職をいたしております。おそらく、私の推察であります。四百十一円というのは、全国の訓練生が訓練を終つたときの初任給が何かの数字じゃないかと思ふのですが、これは、従来までは若年層が非常に多かったもので、あるいはそういう数字が出ておるかもしれないんですが、私の聞いた数字では、そういう数字は承知いたしておりません。それから今の地方の小都市に最初作つて、それからだんだんふやしていくより仕方がないと思ひます。十四カ所の分については、現に建つておるので、これは建つておる場所を申し

上げて適當だろうと思ひます。十八カ所の分は、各県からの希望を調整しておる段階でありまして、今それをどこだかしこだと申し上げますのは、各県の希望の方が多いものでございまして、まだきまつてございませぬし、ちよつと場所を申し上げるまでにはいかないと思ひます。

それから農村でなく、一般失業者の問題であります。一般失業者は、実は私も、訓練所に入つてもらうことをむしろ希望いたしております。各職業安定所の窓口等に参りまして、失業保険を受け取られる方に対して、直接勧誘までいたしております。しかし、これは必ずしも御本人だけの事情でなく、私どもの方でも、たとえば年令の非常に進歩人と一緒に訓練を受けるのはいやだといふようなこともございまして、年令別に訓練時間をおかえるとか、クラスをおかえるとか、あるいは夜間の訓練を考慮するとかいふ方法をとつていきたい。むしろ一般の失業者は、失業保険の給付期間のあるうちに訓練を受けてもらいたい。訓練所に入れば、給付期間はその期間だけ延びるのだといふことを、むしろ私どもの方は個々に勧誘をしていこうという状態でありまして。それから農村の方は入つてこないじゃないかという御議論であります。実際に私どもの方を出身別に調べますと、昨年作りました十四カ所は、九割ぐらゐまでは農村出身者、それから公共職業訓練所でも、今の事業内職業訓練所でも、半数は農家の出身者であります。実際そうなんです。

○大河原 一次君 関連しまして、簡単にことですが、今の訓練所の問題につ

きまして、今対象になつてゐるのは農家ばかりでなく、一般の失業者に対して、訓練所に入ることができるといふことになつておりますが、私は、特に農村の立場からお聞きしたいのです。なるほど、毎年々々新規卒業者が三十万あるのは四十万流れてゐるが、これはもちろん全部訓練所に入れるというわけにはいかぬでしょうが、そのうちの、先ほど説明があつたかもしれませんが、何%かそういう訓練所に入つて、入ることによつて正式に就職される場合に、他に職業を求めるところには、もちろん訓練所に入つたというこゝとに對して、賃金等も違つてくるのではないかと、いふに考えられます。そこで私は、訓練所に入つてこれだけの農家の子弟はあつたが、それ以外のいわゆる華家離村といふことで、農家の方々が、相当年配の方もやめられて訓練所に入つた場合の賃金の形態といふことが、そういうことが、訓練所に入つてゐる期間は何のくらい入つておられて、そして、その間の訓練所に入つてゐる期間の賃金といふのはどの程度に考へておられるかといふことと、同時にまた、何カ月かの訓練所を経て、適當な場所就職された場合の賃金といふものはいかにあるべきか、そういう点に対する労働者の考へ方がありましたら示してもらいたいといふことなんです。私は、なぜこゝろいふことをお聞き申し上げますかといふと、大臣もすでに基本法の内容をござんになつておつて、御承知かと思つてゐるが、基本法のねらいは、先ほど北村君もちよつと触れたように、とにかく農民の所得を増大して、他産業と、生活水準あるいは所得

水準をもつと高めて、均衡せしめなければならぬといふところにねらいがあつて、その均衡せしめる何といつても一番大きな柱は、構造改善政策といふことで、自立経営農家を育成していくといふことです。しかし、たとへば二町五反なら二町五反、あるいは二町を中心とする自立経営農家を確立するためには、何といつても、政府からいつても、今日の第一種兼業農家あるいは第二種兼業農家といふ方々が、できるならば、ことごとく華家離村といふ形になつて都会に流れ込んでおらうことが期待されることだと思ふ。また、そうなくては自立経営農家が立つていかぬわけですから、しかし、そうすれば、やはり政府として、そういう方向に仕向けていくなら、やはり華家離村のできるような積極的な離農政策を立てなければならぬわけなんです。もちろんそのように、法の指向するところによつて、強制的には参らぬと思ひますが、強制的でなく、もっと積極的に、華家離村をせしめるためには、いわゆる第二次産業あるいは第三次産業等に気持よくいけるような態勢を作らなければならぬわけなんです。そうすれば、何といつても賃金、給料という問題が一番中心になると思ひます。だから私から言ふならば、他産業との所得の均衡を得せしめるといふことは、その生死のかぎといふものは、一切あけて構造改善にある。この構造改善は、自立農家を育てていくといふことにあるのです。そのためには、何といつても一家をあげて離農していかなければならぬ、余つた農地を自立農家に分け与えていくような方策にならなければならぬわけ

です。ですから私は、そういうことを考へ、政府がほんとうにそれを望んでゐるならば、いわゆる第二次産業等の、離農された農民の方々に對するいわゆる待遇といふことが、特に賃金の面をどうのよりに考えられるかといふことは、当然考えなければならぬと思ふので、そこで、私はさしあたり離農される方々が全部訓練所に入ると考へさせんが、とにかく訓練所に入つてゐる期間の間、その期間は何カ月かわかりませぬが、その期間の賃金といふものは当然、新規卒業者、いろいろありましようが、離農された成人の方々はやはり今までのような家族がともに食つていかなければならぬわけですが、本人の賃金並びに家族のあれを養つていかなければならぬわけですから、この場合の賃金はいかにあるべきか。これを聞いておきたいと思ふのです。

○国務大臣(石田博英君) 積極的な離農と申しますが、第二次産業、第三次産業へ第二種第三種兼業農家の人々、あるいは農家の次、三男の諸君が積極的に進めるように、また喜んで行つて将来の安定を得させるように、訓練の問題、訓練を受けてゐる間の処遇の問題、この二つだろうと思ひます。後者からお答えいたしますと、訓練を受けておられる方は、転業の場合、現在農業しておつて転業する場合、あるいは現在農業に限らずほかの職業をしておつて転業する場合、これは今度の雇用促進事業団の成立とともに一日三百円訓練手当を支給いたします。訓練期間中は……。

○大河原 一次君 新規卒業者ですか。○国務大臣(石田博英君) 新規卒業者はだめです。これは違います。いわゆる転業者に対してしまして。それから期間は半年と一年でございます。それからこの賃金のあり方でございますが、賃金は私はやはり別に一定にどれだけの職種は何でなければならぬといふようなきめ方まで、現在は考慮はいたしてないのでございますが、しかし、これは現在の一般の製造工業の賃金ベースのアップその他に従ひまして、訓練を受ければ受けただけの有利な条件で就職をいたしておるわけでございます。ただ訓練を受ける受けないの問題は別として、今特に農家から、第一次産業から第二次産業にいく場合に、われわれが一番憂慮しなければならぬ問題は、臨時工とか社外工とか、日雇いとか、不安定な業種へ流れていくことを防止しなければなりません。さらに言ふならば、日雇いとか、社外工とか、臨時工とかいふあり方自体を私はもはや検討して、そこに落ちこぼれてたまつていかぬようにしていかなければならぬと存じます。そこがひいては一般の二次産業、三次産業の賃金水準を高めていくゆゑに結局的になると思ひます。そして私どもといひましたは、日雇いとか臨時工とかいふ姿そのものが私は間違ひであるといふことは、必ずしも言へないと思ひます。ただ、それが低賃金で、同じ仕事をしていながら雇用条件が違ふといふことだけで悪い劣等労働条件をしいられておるといふところに、私は一番問題がある。むしろ外国等に見られる臨時工、日雇い工という者は雇用が安定してないためにむしろ高い賃金を支払われてゐる状態でありまして、そういう不安定な状態を改善していかなければならぬだろ

と思つています。これは労働基準法上の監督を最近非常に強化いたしました。たとえば週休制あるいは年次有給休暇というような問題につきましては、年次有給休暇の問題のごときは、元来が日雇い制であるからそういうものは基準法の表面上の解釈から一応除外されるべきであるという考え方がございまして、これにたいして日雇いでありまして、これはたゞ日雇いでありまして、雇用状態がずっと継続してある状態と認定される場合には、当然年次有給休暇を与えるべきものだという解釈を統一いたしまして、それを実施いたしております。週休制も同様であります。それから臨時工、日雇い工に対するあり方は、経済変動に対する経営者側の卑怯な逃げ道でありまして、そういうものの存在が、そういう形では許さるべきものではないし、それから非常に統計上不利なことは、常用雇用について規模別賃金格差はございまして、けれども、臨時工、日雇い工については規模別賃金格差が見られない。大企業においても中小企業においても臨時工では規模別賃金格差がないというところは、非常に低い賃金であるというところに逆になるのでありまして、私どもはこういう姿を自らの改善に努力をいたしていくことによりまして、一般の賃金水準の上昇に努めて参りたいと思つております。

とを私は前に言ったことがあるので、そういう面では都市においては先に高賃金になつていくというけれども、まだ中小企業は、しかも大企業みずから言ったように、農村からの就職先というものは、これまた劣悪な臨時工であるとか、あるいはまた中小企業、五人十人以下のそういう中小企業の方に流れて行つちやつて低賃金で、これでは結局農業をやめるのではなかったと、離農した方がかえつて再び農村に逆流をする傾向が一部に見られて、私は東北で石田さんも秋田県でよくわかると思うが、そういう傾向が表われている。政府の言うような、これは経済成長の自然の姿であるといつて樂觀してゐることは非常に間違ひであると考えて、いわゆる今後の離農対策をもっと真剣に考えるべきではないかと私はお聞きしたわけだ。

て、そうしてその流れの中に必要な措置を講じていく。たとえば職業訓練の施設を増加していくにいたしまして、あるいは労働者の移動用の住宅を建設するにいたしまして、一応のそういう流れを見ながら、見取り図を描きながら、見取り図に合うように私どもは準備していかなければならない。私どもの担当する仕事は、やはり所得倍増計画の見取り図に合うような訓練計画等を立てていくつもりでございます。

とになる心配があるわけです。今でもとにかく人が余つておるんですから、ここで抽象論をやつておる今日現在、この時点においてさう失業者が出てくるのですから、工場がだんだんに企業整備され、人が要らなくなる。そうなられたところに、とにかく離農した何十万かの農民の人が甚にあふれてくるというところで、第二次産業とか第三次産業で吸収なさるとおっしゃるけれども、しからばどういふ産業が何千人とか何万人、端数は別として、収容能力があるかというのを承りたいわけですよ。政策回答でなく、労働省は実際やられるサービス・センタリですから、ただ口先だけでなしに、そういう点を承つておきたい。

設けまして巡回をいたされております。それから全国各地に相談員の制度等を設けまして、積極的出張して相談に應ずるといふような方法をとつております。訓練所修了生その他につきましても、賃金の状況は、安定局長からお答えいたさせます。

○大河原一孝君 私は今大臣からいろいろ詳しく述べられたのですが、特にその構造改善という問題を出したときに、池田さんはよく構造改善といふものは、これは人為的でなく、あるいは政策的でなく、おのずと経済成長の発展によつて第一次産業から第二次産業に流れていくのだ、これは先進ヨーロッパ国でもそういう実例が示されておつて、日本においてもそういう時期に来ておつて、これが自然の流れだと考えておるんだ。しかし私の考え方を言つて、日本の場合は自然の流れでなく、あまりにも第二次、第三次産業に比較して今日の第一次産業としての農業は、非常に劣悪な状態に置かれておつて、やむにやまれずいわゆる二十万、三十万の人口が流れていくので、決して喜んで離農するわけではない。しかも先ほど言つたように現在の農村人口が流れていくのは新規卒業者であつて、いわゆるほんとうに農業をやめていくんだという人が割合少ない。だから農家戸数が少ないという現実の証明があるのです。ですから、政府がほんとうの構造改善を成しとげて、ねらいとするところの他産業との所得均衡をはかつていくというならば、その先進諸国みたいに積極的に喜んで離農できるような、そういう態勢、特に私はこの二重構造の是正という面を強く取り上げなければならぬのだというこ

○阿部竹松君 くだいようですが、三井、三池の九百名は大丈夫なんです。それから四百十一円という僕の説に對してうそだとはおっしゃらないのです。労働大臣は、私は聞いておりません、こういうことで、僕の数字を反駁なさるんですから、しからば幾らもらつてゐるかといふことをお尋ねしたい、平均ね。僕の四百十一円、うそだとおっしゃいますから、幾らもらつてゐるか、ここで明確にしたいだきたい。

○国務大臣(石田博英君) 技術の革新、オートメーションの進行等によりまして、雇用が減つてくるのじゃないか。そこから雇用が減少したものと農家から出てくるものとダブるじゃないか、こういう御議論でございますが、これは抽象論でなく、具体的に申し上げてみたいと存じます。それは、生産性の向上と雇用の増大といふものは、その数字通りには進行いたしております。けれども、やはり生産性の向上に従つて雇用も増大しておるのであります。たとえば、昭和三十一年から三十四年までの経過、つまり三十一一年を一〇〇とした場合の状況を申し上げてみますと、製造業総数におきまして、三十四年には一五〇になつております。約五〇％の生産性の伸びであります。それに対して常用雇用指数は二四・五となつております。それから一般機械で申しますと、先に生産指数を申し上げますと、生産指数が一

それからも一つは、離農者についての職業の職業のあつていふものであります。今職業安定所というよりなもので、やはり結局地方の小都市でありまして、いわゆる純農村からはなかなか行きにくいのであります。そこで私どもの方で巡回職業安定所というものを

○国務大臣(石田博英君) まあ離農していくのは、第二次、第三次産業の方がその収入が高いというよりは、むしろ第一次産業の方が低過ぎるという問題、これは農業政策の問題に入りまして、私の所管でお答えする範囲ではございせんけれども、片方が低過ぎるから、低過ぎるよりや高いところにいくといふのでなく、やはり全体が上がつていく形において問題を処理しなければならぬと思つて、それからそういう形が人為的に計画的に行かせるのではなく、やはり第二次産業のいんしんによつて自然に流れていくという総理の答弁も全体としては私もそふ思ふのであります。しかし私ども労働省あるいは雇用政策を担当する者といひましては、そういう流れの一般の見取り図といふものを頭に描い

それから石田さん、あなた自民党きつての労働行政通でしよ。ですから、僕はあなたに抽象論でなく承りたいのだが、現在あらゆる工業が近代化、オートメ化されて、あらゆる工場がだんだん人間が要らなくなるんですよ。農村から人を連れてこなくつたて余つてしよがない。というところは、新制中学あるいは高校生は足りないかも知れないが、三十五、四十になると使つてくれるところがない。そこへ持つてきて、この法案に従つて農家の人に、あんたはやめてくれぬか、やめましょうといふ人が出てくれば、これはダブル・プレーになつてとんでもないこ

とにかく人が余つておるんですから、ここで抽象論をやつておる今日現在、この時点においてさう失業者が出てくるのですから、工場がだんだんに企業整備され、人が要らなくなる。そうなられたところに、とにかく離農した何十万かの農民の人が甚にあふれてくるというところで、第二次産業とか第三次産業で吸収なさるとおっしゃるけれども、しからばどういふ産業が何千人とか何万人、端数は別として、収容能力があるかというのを承りたいわけですよ。政策回答でなく、労働省は実際やられるサービス・センタリですから、ただ口先だけでなしに、そういう点を承つておきたい。

おりますと、政府が言うような、所得倍増計画による将来二町五反の自立経営農家というものを、かりに政府案が通って、そういう方向へ推進していくにいたしまして、この土地の問題について、非常に大きな難関が出てくるわけです。そうすると、そういうところから、構造改善という問題が、くずれていくというおそれが出てくるわけです。そういうことのために、結局今の、先ほど触れましたように、中高年令層の失職が、非常に大きいわけですから、農村では、なるほど次、三男の対策は、先ほどいう職業訓練の充実によつて、ある程度可能性はありまして、中高年令層について、特に土地を持てない、そういう世帯主であるとか、跡継ぎの問題が、非常にむずかしい問題に発展してくるわけです。そしてやはりそういう人たちが、臨時工だとか、社外工だとかというものから抜け出て、常用労働者になるという形を生み出さなければならぬ。非常にむずかしい問題だが、この点について、どういうようにお考えになっておりますか。聞きたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 兼業農家が減少するしないか、土地を放すか放さないかという問題は、これはどうも、私がお答えする範囲ではないかもしれません。ただ、私の考えでは、兼業農家がふえてきたという事は、言いかえれば、土地が縮小された、土地がふえるとかという問題でなくて、兼業すべき別の仕事で、新しい雇用が、不安定な雇用であらうと、そういうものが、農村近辺に起こってきておるといふことも、逆の関係から言えるだろうと思ひます。そうしてきますと、そ

の兼業している先が、二次産業であるか、三次産業であるか、あるいは一次産業内部であるとか、たとえば農家が林業を兼業しているとかいうようなことは、これはさらに分析し、検討しなければならぬと思ひますが、一次産業である場合を除きました場合、私はやはり二次産業、三次産業の発展によつて、その収入が増加することによつて、私はある程度可能ではないかとも、私どもの立場からは予想されませんが、正確には、これは私の申し上げることではないだろうと思ひます。

それから、そういう中高年令層が、大抵臨時工、社外工的なものに流れるという傾向、それはおっしゃる通りだと存じます。それを是正する方法は、私が先ほど申し上げましたように、基準法上の監督を強化していく。そういたしますと、基準法上、常用雇用と大差のない待遇をしなければならぬなるわけでございますから、雇用を安定して、つまり、いわゆる安定した労働力の上に企業を打ち立てていくというところから申しますと、やはりそういう点から、常用雇用に移せざるを得なくなることも考えられるし、また経営者の方で、転ぜざるを得なくなるような施策を、これから私も積極的に考究したい、こう思つております。先ほどから繰り返して申します通り、日雇い、臨時工というより、特に日雇いの場合は、その職種が大体限られております。建築業とか何とか、限られておりますので、そういう場合における雇用形態というものの検討を、さらに進めたいと存じている次第であります。

○安田敏雄君 もう一つ、基本法が制定せられるということで、選挙中は、私どもは農業人口切り捨て論というところで、いろいろアピールをしたのであります。ところがこれに対して、与党側の方の候補者は、すべて、あとでいろいろ文獻を見まして、実際に選挙の当面にあたつても、結局農村から人口が、自立経営農家を作つて余る場合においては、工場を分散して、その工場にそれを雇用せしめるのだ、こういうことを盛んに宣伝したわけなんです。しかし、この工場分散の問題については、これは後ほど通産大臣にも聞きたいと思ひます。そういう工場分散には、これに分散せられ、重工業はほとんど交通、運輸の關係で、工業はいかないで、むしろ軽工業が多

いわけなんです。そういう軽工業が進出した場合に、非常に賃金が安いわけなんです。たとえば五千円とか六千円の賃金で、比較的労働条件が低いわけなんです。悪いわけなんです。そういう観点からいいますと、将来工場分散、なるほど農村の今までの収入と同じくらい収入を与えるというつもりになりますと、将来その経済成長下において、雇用が増大され、賃金が上昇していくというより、都市の模範を考えたときに、都市とそういういふなかとの間における所得格差が、かえつて増大するのではないかと疑念が、非常に出てくるわけなんです。こういうような問題について、分散した工場についてのいわゆる最低賃金の問題を、ただ重大に政府が考えて、業種別だとか、地域別の最低賃金の問題だけでは、これはとりてい処理できないと思ひます。

いう状態が出てくる。そうすると、結局今農村が収入がないから、都市へ来る。いなかの工場においても、そういう分散した工場においても、きつめて収入が少ないから、都市へ集中するといふことになりまして、ますます大都市は混乱化してくる。集中化されて、そういうような問題に発展してくるので、これは、こういうふうなことを考えるのは、これは将来の労働問題に、大きな重大な関心事でなければならぬというふうに考えるわけなんです。そういう点について、労働行政として、そういう分散工場に対する賃金のあり方の問題については、根本的に再検討を要する時代に入つておるのじゃないか、こういうふうにお考えを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 根本的な労働条件を劣悪にしておけば、たとえそれがどういふ地方に分散されようと、いわゆる労働力はたくさん得られない。従つて、これはもう好むと好まざるにかかわらず、そういう条件に制約されていくことがまず一つであります。それからいふゆる企業の目標というか、企業理念、こういうものに私は変化がもたらされておると思ひます。今日までの企業理念といへば、やはりたくさん利潤を上げて株主によけいの、たくさん配当をするということが最もすぐれた経営者、従つてその他の原料や施設を安く合理的に作ると同じように、労働力も安く長期に使用せばそれはいい経営者だ。ただ、もう労働組合の発達や一般的な企業理念の進歩によりまして、そういうものが貿易の自由化によって想定されると

思ひます。しかしそういうことに期待をいたすより、労働行政としては具体的にやらなければならぬことがあることは、これは申すまでもありません。その具体的なやらなければならぬことといへば、もう一言にして最低賃金の普及であり、改善であらうと思ひます。そこで現行最低賃金法が完全なものは私は少しも思つておりません。ただ、わが国の中小企業における労働に対する理解と、それから認識等から考えまして、やはり経済的なものとして、現行の最低賃金制というものの段階を越えることが必要であつたと私は思つておるものであります。現在対象人員が七十五万になつております。私もこれを向こう三千年で二百五十万にしようと思つておつたのであります。もう三千年を要さずして二百五十万になるだろうと思ひます。すでに各種の現行法の運用にあつて幾つかの問題が現在出て参つておるものであります。その問題点を拾ひあげまして、明後日に開催されます中央最低賃金審議会に提示いたしまして御議論を願ふことになつておるわけでありまして、やはりこの種の問題の改善は、私は最低賃金制の普及とその改善にある、それに向かつて努力をいたしたい、こう考へておる次第であります。

○安田敏雄君 私の申し上げたのは、特に分散工場についての賃金のあり方について十分検討をしていただきたいと思ひます。それからもう一点標準ですが、この貿易の自由化によつて、全産業の労働者の雇用条件というものは非常に悪化してくるのではないか、こういうことが貿易の自由化によつて想定されると

思ひます。しかしそういうことに期待をいたすより、労働行政としては具体的にやらなければならぬことがあることは、これは申すまでもありません。その具体的なやらなければならぬことといへば、もう一言にして最低賃金の普及であり、改善であらうと思ひます。そこで現行最低賃金法が完全なものは私は少しも思つておりません。ただ、わが国の中小企業における労働に対する理解と、それから認識等から考えまして、やはり経済的なものとして、現行の最低賃金制というものの段階を越えることが必要であつたと私は思つておるものであります。現在対象人員が七十五万になつております。私もこれを向こう三千年で二百五十万にしようと思つておつたのであります。もう三千年を要さずして二百五十万になるだろうと思ひます。すでに各種の現行法の運用にあつて幾つかの問題が現在出て参つておるものであります。その問題点を拾ひあげまして、明後日に開催されます中央最低賃金審議会に提示いたしまして御議論を願ふことになつておるわけでありまして、やはりこの種の問題の改善は、私は最低賃金制の普及とその改善にある、それに向かつて努力をいたしたい、こう考へておる次第であります。

いう問題も出てくるわけです。いわゆる雇用の不安定が出てくる、こういう点について御見解はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(石田博英君) 貿易の自由化は、現在のところ大体六五%進行をいたしておるわけですが、当初貿易の自由化の問題がやかましくなり

ましたときに、その貿易の自由化によって影響を受ける産業の従業員というものを、私どもの方の調査では二百五、六万と踏んでおりました、その中でどれだけ雇用の変動を迫られるかということですが、現在の段階で、現在まで直ちに貿易の自由化によって雇用の変動に迫られたという事例はございませんが、これからはやはり予想しなければならぬと思います。それについてはこれから貿易の自由化が進行する過程に並行いたしまして、それにあわせて生じて参ってくる雇用の変動というものを摩擦を少なくして処理するということ、私どもの責任になります。たとえて申しますならば、非鉄金属等の鉱山におきましては、やはりもうそれに対する早急の対策を講じなければならぬ。要すれば経営者は早い時期において自己の企業に起こるであろう雇用の変動を予想し、労使の話し合いを進める、そして自己の企業に現在雇用されておる間に、次の新しい職に移るような訓練を行なうだけの時間的余裕を持つていくというふうな処置を講じていくことが必要であらうと存じております。通産省あるいはその他関係各省と連絡をとりまして、貿易の自由化の進行に應じて処置をとって参りたいと思つておる次第でございます。

○安田敏雄君 この問題は重要な問題ですから、質問なかなか尽きませんが、また後ほど。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこの程度とし、午後は二時から再開いたします。

午後一時五分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第三三三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)、以上三案を、一括議題として、関係各大臣に対する質疑を続行いたします。ただいま榎木法務大臣が出席しておられますので、同大臣に対する質疑のおありの方は、御質疑をお願いいたします。

○亀田得治君 基本法の第十六条、大臣御存じのほうですね。この点について、簡単に伺います。現在のところ、農地の共同相続人というものが生じた場合に、どういふふうな方針で、問題を処理するようになっているか、という点、実績ですね、結果としては大体どういふふうになっているか。そういう点について、これは主として裁判所なりで、実際に事件として上がったものについてお聞きするわけですが、主としてその点、実情をまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(榎木庚子郎君) お答えいたします。農地の相続について、最近の実績は、どんなふうになっているかというお尋ねでございますが、まあ事務当局が参りますから、詳細については、事務当局から、なおお答えいたしますが、私のざつと一通り聞いておきますところでは、おおむねいわれる共同相続人間における協議によりまして、そうしてあとに残つて百姓をする者、その人に他の方にお嫁入りした者とか、他家に出てしまった弟さんとか、権利を放棄する、あるいは話し合いの上で、同一人におおむね帰属しているというのが、大部分の実情であります。中にはその間の協議がうまくいかないために、裁判所の問題になって、そこで裁判所の調停がたり、あるいはときには審判までいきまして、審判の結果話し合いがつく、決定されるというふうなことも、あるように承つております。従いまして、おおむねの場合は、円満に現行法制のもとにおいても、均分相続という建前のもとで、しかもこれは円満に運用をしてやっているのである例であつて、特殊の場合に、幾らかいさごがある場合がある、かように承知しているものであります。

○亀田得治君 大臣から、今大まかな傾向だけのお答えはあつたのですが、事務当局から、この統計資料等があるのだからと思ひますから、結論を、あまりこまかい数字は要りませんが、集約的に、どういふことになっているか、数字で一つお示しを願ひたい。

○説明員(阿川清道君) お尋ねの数字につきましては、法務省の方には、その数字は別にとつておられるわけではございませんけれども、現在の民法の均分相続制度のもとにおきまして、遺産分割の協議なりあるいは相続の放棄の制度がございまして、当事者の話し合

いによりまして、自主的な解決で事が運んでおります。また遺言の制度も、昔のように、ある程度普及して参るよう傾向にもございまして、この現行法のもとで、農地の相続の問題は、大抵今までのところ、格別の支障を生じていないように、私も拝察しております。

○亀田得治君 もちろん、法務省と裁判所は、これは管轄が違つてわけですが、家庭裁判所に持ち出された問題の分割の問題等について、そういうもののだけではない、そういうものについての結末というものは、どうなっているか。結末というものは、今ここで問題になっているのは、農地が分割されては困るという立場なんですね。そういうふうな話がついてくるか、ということなんです。そういう調査はないのですか、家庭裁判所関係で集計されたものは。

○説明員(阿川清道君) 裁判所の方には統計がございまして、たとえば相続放棄の申し立てを受理した件数が幾らであるとか、あるいは農地調停の申し立て件数が幾らであるという数字はわかりますが、その個々の内容が具体的に事件に応じてどのような解決をみたかという内容の分類に応じた数字というものは、ちょっととりにくいと思ひますし、現在そういうものまでございせん。

○亀田得治君 これはちょっと関連するから、大澤さんにちょっと聞きますが、そういう家庭裁判所等の問題にならないで処理されておるもの、そういうものについての何か統計といったよ

うなものは、農林省の方などにあるのですか。

○政府委員(大澤融君) これはいつか仲原委員のお話で申し上げましたが、農林省自体ではとっておりませんが、いろいろの調査から見た相続放棄あるいはどういふ形で相続しておるかという形の一般的な傾向は、いろいろ調査からつかめますけれども、その点も仲原委員に、この前お話し申し上げましたが、大体三つの型があるよう

ですが、一つは相続放棄をして一人の人が相続するという形。それから均分相続をするという形。その中間の、一人の人が割合多く相続をして、そのほかの人は幾分か少なくしているというふうな大体三つの型があるようです。そして第三の型は比較的少なく、一と二の型が大体多いのじゃないかというふうなことが、いろいろな調査からは読み取れるようです。

○亀田得治君 ところが、まあそういうことについての、裁判所側にも、農林省側にも、あまりの確な集計された統計というものはないようですね。そうなりますと、大体うまくいっておるか、これもはつきりしないわけですが、ものごとは何でもいふように解釈しがちなものでして、何も根拠がないのに、そういうふうな言つても、ちょっと納得しにくい点があるわけですね。それでそうして大体うまくいっておるものなら、ことさらに基本法などでおこなことを特に書く必要はないわけですね、うまくいっておるのなら、だからそういう意味で非常に関係があるわけですね、お聞きするのですが、しかし、的確につかんでおらぬことを幾ら

聞いても、お答えはできないと思ひますが、そこで法務省としては、農地の分割を防ぐために一人に相続させる、こういう問題について、何か研究でもされておるのですか。全然そういうことは特に取り上げる必要はないということでも検討などもしておらぬのですか。どつちです。

○國務大臣(植木庚子郎君) 農地の細分化をなるべく防いでいきたいと思います。ことに、今回の農業基本法の基本的な考え方によつて、いわゆる自立農家をこしらへる意味で、なるべく相当地の面積を保有できるようにという考へ方があることは十分承知しております。従ひまして、これを制度の上でどうするかという問題については、われわれは専門の立場じゃございませぬから、特別にそのための研究をしておるわけじゃないのでありまして、農林当局の意向も十分参酌して、そしてそれに対して何らか適切な方法があるかないか、暗中模索の程度であります。

この条文の立案の際におきましても、当局から十分御説明を承り、そしていよいよ現行の均分相続の趣旨を没却するような、そういうような方法によつて十六条の実現を期そうとするんではないということは承知いたしましたので、そうならば、われわれとしては現行の均分相続の建前をくずさない以上、これによつてこの条文に賛成してよからうという態度で賛成をいたしておるわけでございます。

○龜田得治君 まあ法務省としては、あまりこの問題の取組みには積極的でないような印象を受ける。そして実際もそんなに不都合な事態はないんだというふうな認識に立つておられるよ

うです。それすれば第十六条のごときものはこれは不要になるわけですね。ここに「必要な施策を講ずる」ということがちゃんと書かれておるわけですね。そこら辺どうも今のさつきからのお答えを聞いておつて法務省としてはもうそんなこと大して必要とは思つてないんだというふうな感じを受けるのです。これはどうなつていま

○國務大臣(植木庚子郎君) その点は少しあるいは御推測がどうかと思ひますが、われわれ法務当局としては、今度の基本政策に従つて自立農家にちやうど経営上適切な面積が得られるようにしたいという、その考へ方には賛成なんです、しかしながら現行の制度において、相続制度において行なわれていることで、今日までのところは特別な不都合もおおむねなしに、ときにはいろいろござい問題が起つたようでありまして、おおむねなしにやっておりますから、おおむね現行法の範囲内で諸般の施策を講じていこうという考へであり、それに対してはわれわれも賛成をして、できるだけ協力をして参りたい。かような考へ方でおるわけでありまして、で、現行制度のあくまでも均分でないんだという建前そのものがいいか悪いかという問題については、自立農家を作り上げていくという面からみれば、それは確かに何か適当な措置が講ぜられんかということも工夫してかかるべきものであらうと、こう思ひますから、農林当局ともよく一つ御研究願ひ、その研究の結果にわれわれは従つて、しかも均分相続の建前をくずさないという方針で臨

んで参りたい。こう思つておるのであります。

○龜田得治君 どうも十六条の何は要らぬような感じがします。つまり現行法の民法の九百六条ですね。分割の基準、「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。」これは当然農業の場合には、この細分化がされないようにという考へが、この条文の中で受け入れられるわけですね。そういう基準で家庭裁判所などでも大体努力しているわけですね。だから現行法のワク内ということであれば、特に十六条のようなものは要らぬわけですね。現行法ではそれでも足らないんだ、もう一歩進めなきゃならぬのだというこの必要性があるから、こういう十六条というものが出てくるわけですね。だからそうしてみれば現在の相続法よりも一歩はみ出すものじゃなかつたら必要がないものなんです。だからはみ出し方と言へば、結局は農業経営の対象となつてくるこの農地については、農業をずっと続ける人が相続をするのだ、このことをはつきりさせるのでなければ、これは何も必要ないわけなんです。こんな程度のことはさつきからも、御報告から大体推測されるように、現行法上やられることだし、やられてもおるわけですね。ただ、やられてもおるが、しかし中にはどうしてもいろいろ理屈を言つて、やはり、兄貴がこれだけ持つていくなら、おれにこれだけくれないと、こんなことになるところがあるから、ここに必要性がある。ところが、そのまねなものをとめようというのであれば、これは相続法の例外を認めて

いくということにならなければ、これは問題にならぬわけですね。もちろん、それは憲法の二十四条との矛盾が出ないかどうかといったような関係はもちろ

ん出てくるのです。しかしそれは、二十四条との関係等はまた別に検討すべきだと思ひます。ともかく二十四条があるのだから、一切は相続法の例外をはつきりしなければならぬのだ、何か問題をうやむやにしておく、こんな十六条の程度ならば、大した意味のないことになつてしまふのですが、そういう憲法違反のおそれがあるといつたようなことを追及されたら困るといふようなことで、何か問題をこ

とさらにばやかししているような、私、感じがするのです。それから、私の見解では、一子相続といふものを相続法の例外として認めても、必ずしも憲法二十四条に真向から違反するものであ

る、そういうふうには、私は、ならないと思ひます。一子相続のかわりに、ほかの人に対する別個な権利を認めていくといつたような操作の仕方はいろいろあるわけですね、憲法違反にならぬように、そこに立法上の工夫をすればいいわけですね、そういうことをもつと検討してもらわなければならぬわけですね。そんな検討は、一体、されておるのだと思ひますが、こういう条文ができた以上はされておるはずですが、もう少しさつきばらんにおつ

しゃつて下さい。

○國務大臣(植木庚子郎君) その点は、仰せのように、特別な特例法ができる場合に、仮定の話であります。全然特例がいけないのだということが言えるかどうかについては、これはやはりその法律の趣旨にもよりましょ

し、程度にもよるだらうと思ひます。しかし、ただいまのところでは、今、均分相続に対する特別な例外等を、はつきりと現行法と、相当趣旨が何と

いいますか、境界の明らかになりかねるようなところをどうするかというやうな問題を、われわれ当局としては研究しておる程度ではないのであります。現行法の範囲内においてできるだけ適当な施策を考えよう。十六条の趣旨はこれは立案者の方からお聞き願ひ方が適切かと思ひますが、われわれといたしまして、ここにも、後段にも

ありますように、「従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるようになる必要な施策を講ずる」、「必要な施策」が、それじゃ、どうかといへば、それはお話のように、将来研究の結果、特別な法律をこしらへるということが起り得るかもしれない。しかし、ただいまのところでは、均分相続に対しての基本的な、例外になるようなものをこしらへるというところまでは研究が進んでおらない。現行の均分相続の建前のもとで、でき得る限り、いわゆる農地が再分化されないやうな、共同相続人の一人が引き継いでいけるやうな限度においての施策をやつていこうとい

うことが、今日われわれが御相談を受けて、この法案に賛成をしておる理由なのでございます。

○龜田得治君 この農地の一子相続といふことが憲法二十四条に違反するといふお考えですか。この条文を離れて、ちよつと聞きます。それからもう一つつけ加えますが、一子相続の場合には、均分相続といふものを否定することには必ずしもならないわけですね。

一六

これは、そういう意味で理解したい。この、ともかく固まっておる農地を分散させない、それだけのことなんです。

○国務大臣(植木庚子郎君) その点は、御承知のように、あれは第一回の国会でございまして、及び第五回の国会の二回にわたってこの農地等についての相続の特例法案が出たことがございます。しかしながら、それがいずれも当時、審議未了で成立に至りませんでした。あつた実際の法案が出たことからかんがみましても、必ずしも方法として、憲法のこの建前から、一子相続ということについても、適当な対策を講ずるならば、憲法の精神に何ら違反しないという場合も十分考へるべきじゃないか、こう思います。言いかえれば、たとえば農地そのものは一人の相続人が相続してしましても、他の共同相続人に対しては適切な、たとえば金を相続させて、そうして債務を農地を相続する人がしよつていくという建前だつたと思ひますが、あつたことも考へる余地はあり得るのだらう、こう思ひますが、今のところ、それを直ちに、この基本法に關連して実行しようというところまでは議が進んでおらないように私は聞いております。

○龜田得治君 大体そういうことで、第十六条に關連しての質問は一応、時間もないから打ち切りますが、これはもう少し積極的に検討してほしいと思ひます。相当要望があるわけなんです、これは。今までの実績としては、大体うまくいつておる、こういうことであれば、制度化しても大して摩擦が起これないと思ひますが、一つ、それから、しかし、実績によつてみても、

やはりまれには、それをくずそうという現象がやはり起きておる点もあるわけなんですから、それに対する対策が要るわけなんです、結局、だからそこら辺のところを必ずしも憲法の二十四条には矛盾しないのだ、立法の仕方によつては、そういうふうな考へておられるのであれば、もう少し現行法のワクだけで考へるのじゃなしに、積極的な立場で、一つ御検討をしてもいいと思ひます。私たちは、十六条が出ましたのは、おそらくそういう前向きな姿勢で考へておられるのだらうというふうには考へていた。ただ、憲法との關係があるから「なるべく」というようなことで表現をやわらげておく、しかし中身は相当前向きで考へておる、こういうふうな考へておつたのですが、必ずしもそうではないようなんです、この点一つ、今後の農村の要望なども一つ考へて研究を願ひたいと思ひます。法務大臣に一つ考へ方をもう一ぺん聞いて終わります。

○国務大臣(植木庚子郎君) ただいまの御要望につきましては、われわれもいたしました、今後とも十分農林當局と、実情もでき得る限り調査をしながら考へて参りたいと思ひます。ただ、今も申しましたように、先般第一国会、第五国会で出ましたあの特例法案のときにも純粋の立場からまづこうから反対論があつたことも御承知だと思ひます。あるいは政界によつてこれに対して強い反対を表示されたところがあることも御承知だらうと思ひます。従ひまして、これを直ちにこまで踏み切るかどうかについては、この経過等も十分研究いたしまして、そうしてしかも農村における特定の場合、

割合い数は少ないとは思ふのでありますが、そうした要請があることもまた一面われわれも承知いたしておるのでありますから、こういうことに対しては、もなお十分研究を続けたいと存じます。

○委員長(藤野繁雄君) 安井自治大臣が出席しておられます。同大臣に対する質疑のおありの方は、御質疑をお願いいたします。

○小林孝平君 お尋ねいたします。この農業基本法の運用については、地方公共団体の役割は非常に大きいわけですから、そこでこの第三条に、「国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」と、こういうふうに書いてあるんですが、これはどの程度覚悟しておられるんですか、おやりになるといふ。

○国務大臣(安井謙君) 農業基本法を実効あらしめすためには、どうして地方自治体が非常に積極的な協力をしなければならぬと思つています。国の施策に準じて地方で持つべき分担をきめまして、十分の協力をいたしたいと、いたすうちに措置をしたいと考へております。

○小林孝平君 今あなたがそういうふうにおっしゃつたことをほんとうに実行されるなら、この法律にはこういう施策を、準ずる施策をやるということを書いてあるけれども、その裏づけの法制上及び財政上の措置を講ずるといふことがないんです。第四条には国はそういうことをやるような義務づけをまゝやつておるわけですが、これも地方自治体の分については書いてないんです。これは口だけなんじゃないですか。もしほんとうにあなたは

りになるなら、閣議決定がこれになるとき、あなたはこれと同じ規定をこの中に入れられることを主張されるべきだつたと思ふんです。なぜこの中に入つてませんか。

○国務大臣(安井謙君) 自治体がこの法案の施行について完全な協力をいたすということは、ただいま申し上げた通りであります。この法律は今の政府のやるべき義務を一応規定しておるのであります。自治体はその精神に沿つてこれを十分活用するのであります。ここで格別言葉を、自治体自体の義務をこで負わなくても、当然これは準じて行なわれるものであらうと思つています。

○小林孝平君 おかしいことをお伺ひいたします。この法律は政府がやることだけであつて、地方自治体もやることは書いてない、こういふふうにおっしゃるんですか。あなた、これお読みになつてますか。

○国務大臣(安井謙君) 政府だけがやる法律だという意味じゃないのであります。自治体の個々のものにつきまして、この自治体でやるもの、この区分と政府でやるものとの区分を明らかにして、これに準じてやるというふうに書いてありますので、支障はあるまいと心得ておるわけでありまして。

○小林孝平君 私が申し上げたからそうおっしゃつたので、あなたはさつきは、この法律は国でやることと書いてあると、こうおっしゃつたんです。まあそれはいいです。別に上げ足取るつもりはないんです。別に上げ足取るつもりはないんです。それなら、あなたもそういうことを認められるならば、当然にこの少なくとも第四条に、地方公共団体は第三条の準用してやる

ということを書いてなければならぬはずなんです。これ、書いてないところを見ると、地方自治団体は、その義務を負うつもりはないのじゃないですか。うまいこと書いてあるけれども、実際はやるつもりはないのじゃないか。今おっしゃつたようなことなら、当然これは入れなければ法律の体裁上もおかしいのです。

○国務大臣(安井謙君) 御承知のように、第三条に自治体は政府の施策に準じてやるということがうたつてあります。さらに二三条におきまして、公共団体が具体的に協力するということもうたつてありますので、私は自治体の協力態勢というものはこれで十分達せられるものと思つております。

○小林孝平君 これはあなた、協力態勢とつて人ごとのようなことを言われまふけれども、協力態勢じゃないのです。これは自治体本来の仕事なんです。この第一条の目標の「国の農業に關する政策の目標は」と、こうなつていますけれども、この間も私が申し上げたのです。これは国及び地方公共団体の農業に關する政策の目標はという意味なんです。ほんとうはそう書かなければならぬけれども、これでそういう意味を含むと、こういふふうには政府は答弁されてゐるのです。だから、協力態勢などという考えは、困るのです。あなた自身の、あなた自身といふか、地方公共団体自身の仕事なんです。それで、あなた、あなた、あなた、あなたにおっしゃるけれども、この施策は、あなたごらんの通り、二条に、国の法的、財政的措置は第四条でやる、といつてゐるのです。だから地

方公共団体もそれと同じに、第三条で、
財政的の裏づけはこりすると、こりい
うことが書いてなければならぬ。あな
たのような考え方だもんだから、こ
れは協力的な態度でいいという考
えだかから、これは抜けているんじ
ゃないか。
だから、みんなこれを見て、これは
文章だけで中身は何もないのだとい
うことを言っているんですよ。あなた
がこれを裏づけるようなことを言わ
れるのかね、どうですか。

○国務大臣(安井謙吉) これはまあ國の施策であるのでありますから、第二条でも「國は、」と、その他各個所にも、法律でござんの通り、「國は、」と、こういうことでやっております。従いまして、これは國が國の方針と

してやるという仕事に対して、自治体はそれに十分な協力態勢をとっていいく、こういうことがまあこの法律の建前、あるいはこの基本法を実施する建前から非常に穏当なものだろうと思えますし、協力いたします限りは、決してこれはから念仏じゃございませんで、中身も十分に詰めて協力をいたすというつもりでおるわけであります。

た、自分のおっしゃったことを撤回すると工合が悪いと思つてだんだん言われまますけれど、ますますそりなるものと、この法律というものが、政府が宣明されたようなものでないということになつてくるのです。この法律はもう全部の各省が協力して、協力といふか、一致して、農林省が立案はしたけれども、一致してやらなければならぬのです。協力なんというなまやささ

しい考え方じゃだめなんです。まあしかしあなた、一たん言われたから取り消されるのは工合が悪いと思って、そう言われている気持はわかるけれど、そういうことではもう一度農林大臣によく聞かなければならない、総理にも。そういうみんな團體があなたのそのような気持なら、これは意味ないんですな。人ごとのようなことを言っている。

○国務大臣(安井潤君) いろいろあるかも知れませんが、協力ということとは協力一致という言葉にも通じるのでありまして、これは全く一体となつてやろうという決意に違いありません。ただ、体裁上国が中心になつてやるという方針を定めてある法律でありますから、今のような体裁をとつておるものと心得ております。

○小林孝平君 これ以上この問題については申し上げませんけれども、これは明日総理大臣にとくと何わなきやいけませんな、こういうことでは。閣僚がちつとも一致協力態勢をとつてないじゃないか。自治体はそういうことではだめだということを言っている。團僚と地方自治体と違うのですからな。そこで、この法律は国と県の計画が非

ならぬのです。それで、どういふふうにしておやりになります、具体的に。

○国務大臣（安井謙君） さしあたつて必要なことは、一つは財政措置であると思ひます、いろいろありますけれど、今度も。財政措置等につきましても、今度のこの基本法の施行を前提にしていろいろと国の予算も組まれています。これに對しまして自治省におきましては、地方財政計画の中にそれに対応す

べきものは十分盛り込んで、相協力一
致いたしました上でできるように対策を立
てております。なお、行政機構等の問
題につきましても、あるいは今まで不
十分なところがあれば今後直していこ
うとは思いますが、今のところその方
面で特にこれをこうするというふうに
にはまだ考えておりません。

○小林孝平君 財政的な束縛の問題で、できるだけおっしゃいますけれども、農業からの財源というのはないですね。ほとんど。従って地方公共団体等が出そうと思っても、非常に抵抗がある。これが従来のいきさつですね。今後もうだと思うのです。だからよほど強力な地方公共団体がこの法律の趣旨を十分考えて出すという強い決意がなければだめなんです。そこでどういうふうにして具体的にそ

○国務大臣(安井謙吉) 仰せの通り、
国の施策が往々にして地方団体へしわ
寄せになり、両者の関係が円滑でない
ために多少トラブルが起きるというやう
な例が、今までないとは申せませう。

ん。そういう点を今後特にこの農業基
本法におきましては十分に配慮いたし
まして、国のやるべき仕事の分野、地
方団体のやるべき仕事の分野というも
のを明確にして遺憾なきを期したいと
思っておりますのでありまして、農業近代
化の資金の利子補給であるとか、その
他それぞれ国が出しますこの補給金、
補助費等につきましては、地方財政計
画の上からもこれに対応するような措
置をとっておるわけであります。

○小林孝平君 それから先ほど私聞いたのを誤解されたんですけれども、国と県の計画が密接でなければならぬというのは、たとえば選択的拡大というようなことを一つとりましても、た

う過剰な状態がやがて来るから、これを他に転換させたいというような気持がありまして、ある特定の地方ではそれは困るということがあります。従つて国と県の考え方というものは相当食い違ふわけなんです。かりに米の例をとりますれば、新潟やその他の諸県は、そういうことは絶対承服できない、こういうことになると思ふのです。そういう点をどういうふうに調整されるか。

○国務大臣(安井謙吉) 非常に専門的なうちくでありますので、しろう

との秘があまり立ち入った言い方はどうかと思いますが、個々のケースにおきまして、そういったような地方自治体には地方自治体自体の自治計画を持つておるわけでありますから、全部何でもかんでも地方自治体へ方針を押しつけるわけには参るまい。それは地方自治体の実態に即して十分協調のできるように措置をしていきたいと思

○小林孝平君 あなたがそういうふうにおやりになりましたという考え方なら、私は各地方公共団体、県なら県に国の職員を、たとえば農業構造改善指導官という、そういうこの法律を運用する専門の国の職員を各県に配置して、そうして国と県との計画を一体不離のものとして運用するということをお考えを考えたらどうかと思うんです。おそろくという考え方は自治省は反対さ

れるだろうと思うんですけども、こういう画期的の仕事をやるには、そういうことでもやらなければうまくいかないんじゃないかと思うのです。これはどうですか。

○国務大臣(安井謙吉) この地方の政治と国の政治とのかね合いというものは、なかなかむずかしい問題もあらうと思います。それはただ政策の能率を上げるという一点だけからいいますと、全部中央集権で地方へ全部指令を流して命令でやるというやり方が、一番即効的には効果があると思います。が、やはり自治体というもののあり方を十分尊重しながら、それぞれの団体の適応した施策に合わすようにやっていくということが大事であると思います。その意味では、県に直接農林省の直属機関を置いてやることはたして

計いたしてみたいと思っております。

○小林孝平君　あなたはすぐ国のあれこれ、地方庁にしわ寄せをされると、国の計画を押しつけるというふうにおとりになるが、そうではないのです。地方の実情をよく国の政策に反映させるためにもそういうことが逆の観点から必必要なんです。ところが、そういうこと

は自治省としてはおそらく反対されると思うのですね。そこで、今あなたは先ほど考慮すると言われましたから、十分考慮されて研究していただきたいと思うのです。

それからもう一つは、先ほどあなたからちょっと触れられましたね、県の機構に。こういうふうな新しい大きい仕事をするのでありますから、どうしても新しい機構にならなければならない。それは今あなたこの法律をお読みになら

ればおわかりになるように、今までの農業といふのはまだ産業として、産業という段階に至らない点があるのです。だから特別にこれに対してのみ力を合わせてあらゆる方面からこの農業を産業として成り立つようにするといふ努力が必要なのです。従つてこの意味合いから今までのような県庁の機構ではこの法律の運用ができないと思うのです、相当思い切った機構改革が行なわれなければ、そういう機構改革を行なわれる意思があるのかどうか。

○国務大臣(安井謙吉) 地方の行政組織につきましては、一応の基準は国で定めておきますが、その個々の実体をきめるのは、その地方団体自体でありまして、これを、こういうものを置け、こういうふうにしろというふうにすべてを命令するということになります。これは自治体の活動の侵害になるかと思ひますので、その扱いについては、非常に慎重な考慮が必要と思ひます。しかし今の御指摘のような点で、現在の機構で非常に不十分だ、非常に不適当だといふものが出てくるようでありましたら、農林当局とも十分相談をして今後検討したいと思ひておきます。

○委員長(藤野繁雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始めて。建設大臣が出席しておられます。同大臣に御質疑のおありの方は御質疑をお願いいたします。

○安田敏雄君 実はこの基本法の第一条の目標を遂行するために第二条の政策が必要だといふことで第二条の第八

号に、「農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善」というような、以下云々というような項があるわけなんです。そこでこの政府が樹立いたしました道路整備五カ年計画、二兆一億円でございしますが、その内訳を見ますと、大體一級国道、二級国道、それからそれに次いで一級国道と二級国道に主力を置いて地方主要道路を最後に置いているわけなんです。従つて県道、市町村道についてはこの道路整備五カ年計画は考慮が払われていないように内容的に思われるわけなんです。ところが、こういう農村の振興策としての農業基本法を政府が考えましたときには、当然この基本法に沿つて地方の県道以下の道路が整備されないと、いわゆる施策の裏づけにならないのではないかと考へて方が出てくるわけなんです。こういう点について特に農村にとって必要なのは、県道、市町村道が強化されないと、農村の文化とか、あるいはまた生産性の向上ということが非常に達成しにくいというやうな問題に達着するわけなんです。この点について一つ建設大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) お答えいたします。実は五カ年計画の中身につきましても、最終的に閣議に付さなければならぬことになっておりますので、目下その内容をわれわれが検討をあらゆる角度からいたしておる最中でございます。考え方としては、今の御指摘の通りでございます。ただこの道路がどうなるのかと言われましても、まず五カ年以内に一級国道は全部改修及び舗装を完了いたします。二級国道はおおむね半分ぐらいまで達成で

きる見込みであります。こういうのが一つの標準の例示として一番簡単なものでありますから、そういう説明をいたしておりますが、もちろん国道だけには重点を置くわけではございません。ただ、国道は全国の主要地点を結んでおりますから、これを整備することの必要はもろろんございしますが、そういう考へ、御指摘のやうな考へ方で地方道の重要性というものをわれわれは十分認識いたしまして、そういう関係で今一級国道については五カ年以内におおむね全線改修及び舗装を完了いたしますが、二級国道が半分ぐらいしかできないといふことは、国道にはかりに力を入れるということになります。地方道が手おくれになりますので、地方道の方に相当に分けた、重点を置きたい。そのために二級国道は主要の地点だけしか五カ年以内に完了できまいという建前に立っております次第で、今度の農業基本法が制定されました場合には、農村の振興をいたすのに基本的に必要な道路整備について全力を注いでやっていきたいと思つております。ただ、これには地方費の負担がどうしても地方道は入るわけでありま

すから、これについては自治省と十分協議をいたしまして地方財政との関係も見、あるいは地方の独立財源だけではないに、交付金等の関係等にもらみ合せて、国自体としましては大いに一つ地方道の整備に力を注いでいきたいと思つておるやうなわけでございます。

○安田敏雄君 道路整備五カ年計画が、建設省を中心にして樹立したときにおいては、いわゆるその農業基本法の問題が、政府においても農林省の原

案が作成中でもつて、その時期的なズレが相当にあつたらうと思つたわけなんです。従つてそういう地方道に對して目を向けておらなかつたという点はよくわかるわけなんです。そのときの情勢として、しかし、一級国道あるいは二級国道は国内における主要都市とあるいは十萬から十萬以上の中都市を結ぶこれは確かに幹線だから強化しなければならぬことはわかつております。しかし現実には都市と農村とのいわゆる環境における問題としての、いわゆる交通、衛生、あるいは文化等の問題を考えて、さらに一番重要な問題としてのその所得を都市並みに均衡させようといふやうな基本法の精神からい

きますと、道路の問題といふものは非常に重要なウエイトを持つてくるわけなんです。そういう意味合いからいいますと、やはりその道路五カ年整備計画をある程度修正して、もつぱらただいまの小林委員の方からの、地方がこういう問題を遂行していく、やはり国と一致協力してやっていくという自治大臣の答弁があつた上においては、地方道の問題の解決というものは非常に重要な問題なんです。特に農村と都市とを均衡させるといふ観点に立ちますと、この整備といふものは非常に急速を要しやしないか、こういうふうに思つたわけなんです。実は一つの例をあげるわけなんです。これはもう新聞にありました東北のあゝいう田老町だとか、あるいは岩手、岩泉といふやうな、いわゆる東海岸の方に

おいては、去年津波を受けてことし一年目で強風の大火に見舞われたわけなんです。あの地方に行つてみましても、いわば国道に出るまでの間の県道

が非常に整備がおくれているわけなんです。従つてあの地方で、沿岸でとられたたとえばサンマ類にいたしまして、地方道の国道へ持ち出すために、すでに府県道が悪い、地方道が悪い、めにかへつてその鮮度が落ちてしまつて、結局市場へ出さないでサンマあたりも肥料にしてしまつて、海ネコのえきになつてしまつて、こういうやうな問題があるわけなんです。ですからそういう意味におきまして、農村の生産性を高めて、農村の生産性を高めていくといふ、こういう立場からいたしまして、いわゆる地方の県道の整備といふものは、やはり農業基本法がこういう都市との均衡を保つといふ趣旨からでき上がったものとするならば、当然建設の仕事も力を入れていかなければならぬだらう、こういうふうに私考へるので

すが、この点について今後道路整備五カ年計画といふものを、おそらく今の道路整備五カ年計画は前期五カ年計画で、十カ年計画といふやうなものもあるわけなんです。そういう面からいって、後期五カ年計画あたりは相当大幅な修正をしていかなければならぬ、こういうふうに考へるわけなんですけれども、この点についてのお考えを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は予算編成段階で五カ年計画の総額が二兆一千億といふことになりました。その後御承知のように工業の地方分派の問題で新しい法律ができるやうになり、また農業基本法の問題も存続して参りましたので、これらとらら合つた道路整備計画にいたしたいといふことで、実はまだ成案ができて上らないで、そういう中身も十分繰り込んで、御指摘

のような精神を織り込んでやっていきたい。それには従来から一級国道、二級国道等についての達成目標を申して参りましたが、これらにも若干の異同があるいはあるかもしれない、こういうような状態にあるわけでございまして、できるだけ迅速に成案を得まして、閣議決定で總体の配分をきめたい、こう思つておるようなわけでありますが、お話しの際は十分私ども織り込んで一つ成案を得るようにいたしたいと思つております。

○安田敏雄君 それから、時間がないようですから、もう一点簡単に伺ひたいわけですが、農村における生活改善の最も重要な問題としては、住居の問題がある、住宅の問題があるわけですが、現在の住宅金融公庫の窓口がきつて農村については非常に冷遇なように思われるわけですが、その貸し出し手続その他は非常にめんどろなわけですが、ですから、農村における中流以下の農家というものは、ほとんど住宅金融公庫からは締め出しのような状態があるわけですが、これはよほど村で富農層でなければ、保証人その他の関係で裏づけがあつて借りられないという問題があつて、生活改善という問題に大きな支障を生じておるわけですが、ですからそういう住宅金融公庫の窓口も、農村のいわゆる住宅改善の方向へ新しく目を向けていかなければならぬと思ふのです。こういう点についての御所見をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 農村住宅が最近災害、あるいは暴風の場合もそうありますし、それから例のチリ地震津波の場合等から見まして、やはり非常に腐朽したような住宅に災害が起こ

りますので、農村住宅の改良という点についてわれわれは考えをいたしまして、三十六年度予算編成でもこの点を主張いたしまして前進をしたようなわけでございまして、従来はほんのわずが、住宅の新築と改築の資金が貸し付けられておつたのでありますが、これはまことに微々たるもので、ことに農村の腐朽した建物に住んでおるような農家等は、改築をして新規に建てるといふよりは、修繕をするという方が適切な面が非常に農村の実情から見ても、いふに思われます。さうなわけで、今年度から修繕費の貸付というこの新しいワクを取りまして、改築よりもむしろ修繕の幅を広げていく方が、農村の実情に沿うのではないかと、とて、修繕のワクを入れました。さうなわけでございまして、まだ初年度で頭を出したところではございますが、戸数としては四千戸ということになっておりまして、もちろんこれでは充実にないわけですが、これを機会に頭を出したところでも来年度から大いに力を入れて、農村の住宅改良ということにわれわれは力を注いでいきたいと思います。

○安田敏雄君 実はこの基本法で第二條の、ただいま私が申し上げましたところの農村における地方道と、それから住宅の問題は、農業構造の改善の問題については、重要な将来かぎを握つておるのだらうと思ふのです。ですから結局政府内部における建設省の非常に役割というものは大きいわけですが、これがもし失敗しますと、農村における生活改善であるとか、文化の向上とかいふことは、ほとんど農業基本法ではうたつても、結局実現ができません。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の向きは、一つ都市については、げたばき住宅の制度が住宅公団にございまして、農村のそういうげたばき住宅のよりな方式のものについては、まだ制度

という心配があるわけですが、ですからただいまのような御答弁、十分実際の行政の面に反映して、今後取り計らつていただきたいということを私は要望するわけですが、その実績といふのは、今後おそろくここにございまして、二条にはつきりした基本法案に趣旨がうたつてある以上は、必ずやこれに對するところの農村の期待といふものは大きいわけですが、さういふ意味において実は建設大臣に御質問申し上げたわけですが、十分今後建設行政の上で力を入れてやっていただきたいといふことを要望して、時間がありませんから、私の質問を終わります。

○国務大臣(中村梅吉君) 承知いたしました。極力努力いたします。

○清澤俊英君 小林君から時間を分けていただきましたが、ほんの一口でいいですが、最近共用等の問題も行なわれることを中心として、住宅をアパートにしたい、こういう新しいケースができています。作業場と住宅といふものを全く別にしていきたい、こういう形がだいたいできてきているんです。現在あなたの方にそれで申請もできているらうと思ひますが、こういう点は十分新しいケースとして考えていただきたい。従つて都市の労働者などのアパートとはちよつと違った形が必要だと思ふのです、面積やその他で、それから一つ研究して、その点も考慮していただきたい。ただ修繕だけじゃ問題になりません。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の向きは、一つ都市については、げたばき住宅の制度が住宅公団にございまして、農村のそういうげたばき住宅のよりな方式のものについては、まだ制度

上でございますが、一つ研究をさせていたいただきたいと思ひます。

○小林孝平君 今、安田委員から話がありましたように、この法律の運用にあつては市町村道路の整備ということが非常に大切なわけなんです。そこでこのガソリン税を道路に使われるんですけれども、市町村道路にも多少スズの涙ぐらい使われているようですけれども、これにもっと金を回す必要があるんじゃないかと思ふのです。この点いかがですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 地方道財源としては、御承知の通り軽油税の制度がございまして、一般道路と地方道の財源等に財源が分かれておるわけですが、さういふのでガソリン税による道路財源、これは御承知の通り自動車の利用から見まして、都市が大部分ガソリン税を負担しますが、それは全国的に配分をされますので、たとえば東京で見ますと、昨年度が多分東京に還元されているガソリン税収入は二〇％前後じゃないかと思ふのです。ことしはオリンピック関連道路や何かの関連がありまして、多少この還元額がふえたようではございますが、あとの分は地方の道路整備費として配分をされております。さうなわけでは、自治省が担当しております地方財源の分と、国の道路財源と今、制度上分かれておるものから、今後この農業基本法でも成立いたしました、運用していく上においては、一つ再検討をしなきゃならないかと思つております。

○小林孝平君 従来は、制度上さういふふうになっておりましたが、今後今お話しのように、相当考えていただいて、市町村道路に相当使えるよう

にやっていた方がいい、またさういふふうに検討されるといふふうに理解してよろしくございまして。

○国務大臣(中村梅吉君) 自治省と協議をいたしまして、道路財源につきましては十分検討いたしたいと思ひます。

○小林孝平君 さらに市町村道にも入りますけれども、さらに狭い意味の農道、さういふようなものの整備にも、このガソリン税が使われるというようにしていただかなければ、いろいろ実際の法律の運用上うまくいかないわけなんです。それでトラクターや何かの使用といふものは非常に多くなつておるわけですが、従つてそのガソリン税を、農道、狭い意味の農道さらには、今後農村の機械化を推進するにあつて、いろいろの政府は施策をやられると思ふのです。さういふものを推進する費用にも使えるようにしていただかなければ、この法律の運用上うまくいかないのじゃないかと思ふのですが、建設大臣はさういふ点考慮していただけますか。

○国務大臣(中村梅吉君) お話しの方は地方財源は一応府県に入りますから、県ならば県がその県下の状況に応じて、農道あるいは農道までどうするかというふうなことは、県の配慮が中心になると思ふのです。県としては、おそろくこの農業が機械化されていく、その機械化のために農道も今度は整備も、砂利も入れて、機械化に即した道路にしなければならぬという必要性が起きてくれば、県も当然そこを眼に向けて関心を持っていくと思ふのでありますが、国の方としては補

○小林孝平君 そりうふうりにおやりになるためには、今の法律の建前上は、法律を改正しなければできないのじゃないかと思うのですが、配分の点はさらにまだ具体的にはきりがあるでしょうけれども、そりうことができないように法律を改正していただかなければならないのです、そりう用意があるのですか。

本法が成立いたしますと、法律自体がいろいろな農村に關する重要な問題を要請いたしておりますので、この法律が成立して運用されることになりまして、当然にただいま御指摘の問題を初め、いろいろな問題について、制度の改善等が伴つてこなければならないと思います。私も現在政府に籌を置いている者といましては、この法律が成立いたしました際には、最高度の法律の精神が生かされるように、諸般の法律改正、あるいは制度改正等をやることに活発に一つ協力をいたしたいと、こう思っております。

○小林孝平君　はなはだ建設大臣の強力な御発言なんですけれども、この法律は一体通るか通らぬかまだわかりませんけれども、かりにこの国会で、どの法律か知らぬが通ったとする。そうするとこの今の道路関係、ガソリン税関係の法律の改正は、いつごろをめとにして行なわれようと考えたらよろしゅうございますか、非常に期待して、今あなたのおっしゃったことは大へん

○國務大臣(中村梅吉君) これは私どもはいつ退任するにいたしましたも、国会には議席を持たしていただくつもりでおりますから、国会議員としてここで申し上げたことの実現には努力いたしたいと思いますが、まあいづれにしましても、この法律が成立をいたしましたれば、所要の措置が、この法律を

律が成立をし、施行をされましたら、所直ちに諸般の準備にとりかかつて、所要の他の関連法律の改正等あるいは制度の改正等について、次の国会にはこれは御審議を願うようにする責任があるだろうと私はこう思っております。

○大河原 一次君 関連。先ほど安田委員からの質問があったのですが、それに関連するので、決して思いつきじゃないんですが、御承知のように例の国土開発総質自動車道路、これは三十三年かと思いますが、決定されているのですがね。その後の経過どうなっているか。

るかということです。特に基本法が制定されますると、この中にも入っているように工場の分散というものを相当強くうたっているわけなんですけどね。こういう場合にやはり、特にまあ建設省としては、何か中央道という問題に対して快しとしてないという話も前にあったわけですが、そこで東海道線か、あるいは中央道かという問題も出ておるし、同時にまた東北開発のため

きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 中央道につきましては、もう一億九千万円くらい数年間に調査費を投じて調査をしてきております。で、今年度も調査費が四千万円計上されておるわけでございますが、大体山岳地帯の気象条件、ある

作るとすれば、北陸道とするか、東海道を
とするかという取りつけ道路の關係、
こういつたような綿密な調査を今年
度なお進めますが、すでに調査が大体
整つております、たとえば東京から
富士吉田辺までというものにつきまし
ては、本年度内に実施設計を立てて、
そして五カ年計画の中に相当艱事業を
実施するようにいたしたいと、これは
東海道との関連もございしますが、東海
道と並行して中央道はやっていきな
い、こういふように私は考えており
ます。東北關係は昨年百五十万くらい
でしたが、今年は四百五十万ばかり調

五十万ばかりですか、調査費がつきま
す。査費がつきませんでした。中国道復興が二百
して、いずれも経済効果あるいは航空
測量、こういうような路線をどう選ぶ
べきか、こういう点について調査を進
行させる予定にいたしております。

○千田正君　今大河原委員からも質問
がありました。この私のお聞きしたた
いの、そうした新しい国土総合開発
のもとに敷設するところの国道、いわ

それから過年度災害において、その災害の復旧をして、さらに防災のための堤防を作るとか、あるいは道路を建設するためにつぶれる農地が一体どれだけあって、すでにそれが補償が済んでおるのか、これから補償しなければならぬのか、その点。それから、市街地造成のために東京があるいは大阪の

してきますために、市街地に近接しておるところの農地が相当これは土地造成のためにつぶれている。これに對する補償の面あるいは想定されるところの農地がつぶれる地点はどのくらいあるのか、この点だけをお伺いしておきたい。

○国務大臣（中村梅吉君） 中央道、東北道等につきましては、まだ路線もきまつておりませんので、中央道が一番先に実施設計をやるわけでございますが、実施設計もできておりませんので、せっかくのお尋ねでございます。が、農地関係がどのくらい影響するか

といふ点については、まだこの役所でも正確な数字をつかんでいないと思うのであります。できるだけ路線としてましては農地に關係なく河川に沿つていくとか、工事の難易等もございすが、そういう角度で路線決定をしたいといふ心がまえでおるわけでございます。その他災害關係あるいは都市発展に伴います農地の關係、これらはもちろん資料がございしますが、私

かといひますと、東京と富士吉田までつなぐところのいわゆる道路建設に對しまして、たまたまわれわれは予算の委員としてこの道路に想定されるところの土地の調査に行つたわけですよ。ところが、そこに住んでいるところの住民の皆さんは、片っ方は東海道線、あるいは鉄道、さらにまた今度の中央線というふうにどんどんど

御給してきて、われわれの郷地というものは次第々々にとかくそういふ設備のために圧縮されていくのだ、それに対する補償そのものに対して明確な指示がないのだ、そういふことであれば、われわれ農民というものは、いつでもそういふための犠牲にならないければならない、それに対してどうしてくれるのだ、こういふことが現地において、たまたま農民の緒氏に会いました、そういう声を聞いたわけです。だから、今後一貫した日本の国土総合開発をやるという立場に立ちますというところ、そうした農民の立場も十分考えて

処置していかなければ、所期の効果が達成できないじゃないか、こういう点がありますので、建設大臣にその方針を伺ったわけでありませう。ただいま聞きますというところ、十分な調査も完成しておらない、今進行中だ、こうおっしゃっておりますが、ぜひそれは現業官庁であるところの農林省と十分な了解の上にこういう問題の解決に当たっていた方がいい、特にこの点を強調し

まして、要望しておきます。

○委員長(藤野繁雄君) 大蔵大臣が出席されております。同大臣に御質疑のおありの方は、御質疑をお願いいたします。

○清澤俊英君 大蔵大臣、五分ばかりでいいのですが、簡単に一つ。お伺いしたい点がたくさんありますけれども、時間がありませんから御遠慮したいと思ひます。それは、この基本法ができまする原理案として、政府案としてですか、農林省案としてですか、一応試案ができましたので、現在のものを三次案とか四次案とか、こういわれておるのですが、そう何次案のできたときか、私は二次案だと思ひますが、その際にその案というものが新聞等で出ました要綱を見ますと、農林省は、政府はその計画について見通しないし一カ年の計画について、その年度の計画を国会に報告し、これに予算的な措置をとらなければならぬ、こうなっておったと思うのです。われわれは非常にこれに対しては興味と共感を呼んで、今度は本腰の、いい基本法ができるのだ、こういうふうに実は考えておりました。ところが、選挙のもう終わるか終らぬ時分、よくはつきりしませんが、私はそういう忙しきときで残念ながらその新聞の切り抜きを失つてしまいました。その新聞を見ますと、基本法について、その案について、大蔵省から非常な反響が出た、そういう案を作られても、大蔵省としてはとても引き受けられない、そういう基本法を作られても引き受けられない、こういうこともみにもまれて現在案になつた、こういうことを経過的に新聞等を通じてですから、大体うそはない

と思ひけれども、こうなんだと確定的には申し上げられませんが、そういう経過のあとでこの案を見ますと、せっかくの基本法制定の予算面につきましては、これはなだやけておる。そこで昨日農林大臣が出席されましたので、たまたま基本法の第四條に予算上の問題が書いてあります。第四條は「政府は、第二條第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。」第二項はまた別に投融資のことが書いてあります。が、ここで「法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」と義務づけられました。それは第七條がずっと二條から引き続きまして、そうして七條におきましては六條を受けて、「政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする」というのでありますから、これからやろうとする「政策を明らかにした文書を提出しなければならぬ」といふ文書を提出しなければならぬ。これはもちろん国会だろと思ひます。これはこの間、小林君が質問しておりましたが、こうした場合、この政府の提出せられたこの計画は、第四條によつて大蔵大臣は間違いなく予算的措置を講じられるかどうか。農林大臣は昨日、それは予算的措置を講ずるのである、これはつきり言われまして、大蔵大臣から一度口を通じて明らかなにしていただきたい。こう思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) これは当然必要な施策に対する予算上、資金上の措置は、今後もちろん講じます。ただ今お話がございましたが、大蔵省が反対してというのですが、これは実際は、大蔵省の反対といへばいいでしょうが、大蔵省の反対じゃなくて私自身の反対でした。ということは国の施策について、必要な施策に国が予算上の措置を講じたり資金上の措置、財政上の措置を講ずるのは当然であつて、これはやらなければならぬことであるのに、従来から国の財政の悪いときには十分国会その他の要望も満たせなかつたといふことから、一時何でもいかに、もう官庁の査定をしない、法律で金額をきめたり何かしてしまふは一番簡単だといふ風潮が国会にありまして、この立法にも一つ一つそれをつけてたことがありましたが、私、当時与党の政調会におつて、こういう立法がどの法律についてもつくようになったらこれは大へんなことだ、国の予算の編成といふものは国民の租税負担とか、あるいはそのほかの各般の財政需要といふものを勘案して均衡をとつてきめべきものであつて、個々の立法で全部予算の金額を縛るというよりなことをやつたら困るというので、長い間、私は与党でその文句を抜くことにきまつて、法律の中にそういう文句を入れたことは必要がないといふことではなかつたのですが、これだけ大きい基本法を作るといふこと、特に今後の政治が相当農政中心の政治にならなければいかぬという事情がありますので、この法律だけは最初の案のように、憲法に必要な金額を予算に計上しなければならぬといふ字もおかしいので、法制上財政上必要な措置をとるという程度で、まあこれだけの基本法だからこの原則を今度だけ僕に曲げてくれと言ふから、これは私はやむを得

ないといふので曲げたのですから、本来からいつたら私はこの文句は要らぬと、そういうことは立法例としては好ましくないといふ考えで私が反対した、そういういきさつでございます。しかし、必要な施策については金を盛ることは当然でございます、査定官庁ですら要らぬと思はれるものはびしびし削り、それが必要だと思ふものについては、今後思い切つて出したいと思つておるのです。

○清澤俊英君 これは大蔵大臣は非常に心配が過ぎると思ひます。ということは、それらのものを出すときには、常識のある人が審議会を持つのです。一応審議会にかけて出るのですから、日本の財政がひっくり返るような決して計画はしないと思ひます。その点は安心していいと思ひます。ですから出たものは、普通こういう場合、書くときは予算の範囲内において云々といふ書いてあるのです。そのものを見まして、それで予算がないといふので実際の問題はうやむやになつてしまふのが多かつた。だからそれが抜けて講じなければならぬとなつておるのでありますから、特別なやはり考慮をもつて、そうして十分計画進行に対して、またさっきの小林君の言ひがさじやないけれども、大臣はやめられるかもしれないけれども、あとに残る人が現在の農村の事実を認識してやつていくように一つ考えていただきたい。なお、こまかい点があります。時間がありませんのでその点は北村君からやつてもらいますからどうぞ一つ。

○北村暢君 ただいま法の第四條の、ことに財政上の措置を講じなければならぬといふことについて、法案にうたうといふことは、もうあたりまえのこと、法案にうたふ必要はない、私もこれはもう同感だと思ひます。ただ、私はこれはもう各委員から指摘されておるところでございますが、この法案の中に財政上の措置を講じなければならぬといふことをうたつただけで、それで事足りるとするかと、決してそうではない。今大蔵大臣が言われた通り、査定官庁として要らないものはすつぱすつ削るのだ、こういうことなんです。従つてこれはやはりこの基本法を通す上において、政府の責任といふものは明確にすべきでないか。これは一つは財政上の責任ばかりではない、いろいろな責任があるわけですが、責任を明らかにすべきじゃないか、こういう意見が非常に強く出ておるわけなんです。これは各委員から指摘されたところですから触れませんが、そこで、私は具体的に大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひますが、こういうことを書いてあるからといって、なかなか安心ができないので、例を一つとつて御質問申し上げますが、所得倍増計画の中における行政投資の問題について、これは予算委員会ではしばしば指摘されて農林水産関係の産業基盤の行政投資として十年間に一兆円、全体の財政投融資が約十六兆に対して農林関係は一兆円、これは少なすぎるのじゃないか。こういうことについて与党からだいぶ意見が出て、これについては政府としても所得倍増計画の一兆円については、これは修正することもあり得るだろう、こういうようなことで意見が出ておるところでございます。そこで、この考え方の中に倍増計

ものが相当にございますので、そういうものを、今の予算の中にもありますが、いろいろなされるもの、そういうよう

査会におきまして取り上げております行政投融資というものは、いわゆる政

いうものが試算せられております。これは計画的予測ということで出ている

としては、所得倍增計画の中でも私が先ほど申しましたようにあまり農林と

いうものの保護政策をとって、そうして甘やかしていくというと、合理化というものはできないのだ。こういう考へ方に立つてそうして効率を上げるたて最大の効果を発揮する。そういう点から言つてむだな経費というものはおそろくないだらうと思ひますけれども、考へ方からいへばこれを削っていく。例をあげて言ひますと、価格政策の問題について、現在の麦にしても、米にしてもこれは構造政策を考える上において、実際に今のこの保護政策をとつていく、価格政策をとつていく、二重価格制をとるといふようなことについてはです、これは改めないといふと、いつまでたつても生産の合理化はできないじゃないか、こういう意見は確かにあるわけなんです。従つてこの農政の考へ方から言へばですね、こういう補助金的な、二重性格的なものを価格政策においてもこれは切るべきだといふ意見が非常に強くあるわけなんです。

沿った施策は強化しなければならぬという考えで、ことしの予算編成にもすでに第一年度として臨んだわけでございますが、そのときの検討の結果、今年度の予算は結局他のいろいろの予算が非常にふえたようでございますが、実際問題言いますと、農業関係予算が、昨年に比べて四二%ふえたのですが、大増しにならなかったのですが、実質的に予算がふえた部分は、ことしやはり農業予算だったと私どもは思っています。そのときの経験から見ますと、今後基本法もできましたし、その指示する方向に沿っての施策をやるということになりますと、農業予算は今回おっしゃられたようにこの審議会がどういうふうなことを望んでおったかは別としまして、必要施策費というのは今後相当のものになるだろうというふうに予測しておりますので、農業予算を先に行つてだんだんに切るといふようなことは事実問題としてこれはならぬと思います。

しても、これは永久に続くわけではない。これは消えていく性格のものである。こういうような点でやはりどちらかといえばですね、基本法の線に沿ってやはりこの合理化を進める性格の予算になっておると思うのです。従って一応この目的を達するならばですね、予算というものは減っていくんじやないか。こういうことはことしの予算を見た中でも私は出てきておるんじやないか、このように思います。従って、予算の額は確かに今年はかつてない戦後最大の予算でありますから、そういう意味においては、今大蔵大臣の言われた通りでございます。内容的に言えば私は必ずしもそういうふうになって変わっていない、やはり基本法の指向する方向の予算というものが性格としてやはり若干出ている、このようにも思っているのです。でありますからもう時間がございませぬので、これはすいぶんやりたいたいのすけれども、どうも時間がございませぬようですからあ

して、これを二重構造を解消するためには、やはり相当の財政投融資というものが必要だ、こういうことは一応うたわれているわけなんです。従って、この点については、大蔵大臣も否定はなされないではないかと思うのでございますけれども、その中で今後の行政投融資の考え方でございますが、その中で私は一つ伺いしておかなければならないのは、従来のやはり農政の大きな柱というのは補助金、農林予算というのは補助金行政であつたわけですね。この補助金行政というものが、補助金制度というものが今度の答申においても零細な補助金というものは整理をして、そして合理化しなければならぬ、こういうことがうたわれているのです。従って、補助金制度の問題について、大蔵大臣は今後一体どのように対処せられると考えておられるのか、この点の一つ、基本的な問題でございしますのでお伺いしたいと思います。

めてかりに一定の目的の補助金というものにした場合に、もちはつきり大きい効果を現わすというよりなことも考えられますので、補助金はやはり効果主義に従つて整理統合するのが私はいふと思います。

○北村暢君　大蔵大臣はやはり農業基本法というものはあまりわかつておられないですね。これは補助金もやはり、この基本法の根本的な考え方というものはやはり構造政策にあるわけですよ。でありますから構造政策に役立つ補助金は、これは残してもらわなければならぬ、こういう考え方が強く出ているのじゃないかと思うのであります。補助金の数においては、農林省が種類においてはもう一番ですし、もつとも今おっしゃられるように補助金の目的を達してないものすらもちろんあるわけです。そういうものを整理統合するなんというのは、これはもうあたりまえのことですね。今度の基本法があらうがなかろうが、これはやらなけ

すよね。そういう点からいくとですね、やはりこの所得倍増計画の基本的な考え方というものは財政は削るののだ、こういう方向にいく考え方というものが強く出ておったんだらうと思ふ。それをだ、大臣は單純に予算を削る意思はないのだ、こういうふうにおっしゃられても、私はどこまで検討されてそういう簡単に言われていいののかどうなのか、その点一つはつきり何っておきたいと思う。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、私もは本年度の予算編成のときに、まあ基本法があるなしにかかわらず、この農政の今後進むべき方向というものを見過して、そのためにその方向に

○北村暢君　まあ、大蔵大臣のこの農業基本法なり農業政策についてのですね、その信念なり何なりというものは、あまりはつきりわかりませんからどうかと思いますけれどもですね、ことしの予算がふくれたといひまして、ことしの予算のふくれた大きな原因は、食糧特別会計の三百九十億、それから大豆、麦対策、これらの三十億、四十億ずつ、こういうものが大きくふくれておるわけです。従つてこれらはですね、大豆対策にしても半恒久的にいくものであるということにはわれわれはちょっと予測ができない。やはり将来はこれは削つていく性格、消えていく性格のものである。麦対策に

れですが、とにかくにもそういうことで、今年の予算がふくれたからということだけでは、私はこれは問題にならないのであって、考え方としては、やはり基本法の性格からいえば、従来の保護政策というものは、大幅に転換をしていくのだ、こういう感じがしてなりませんので、お伺いしたのでございます。そこで具体的にそれではお伺いいたしますが、基本問題の答申案におきましても、農業における投融資が、ほかの投融資とは違つて、やはり農業そのものの零細性、前近代的な性格、あるいは国民経済、社会生活等における大きなウエイトを占めている、二重構造の底辺を占めている農業に対して

○国務大臣(水田三喜男君) 補助金の問題については、今まで言われましたように、もうあまりに零細化しておつて、政策的に目的を達しないものとか、統合すれば効果を上げるものとか、いろいろあつて、その補助金の現在果たしている役割を検討して整理するというのが、従来から政府がやってきたところでございますが、補助金については、やはり方向はそういう方向でいきたいと思ひます。たとえば今補助金で、全国に対して一億円の補助金なんていう程度のものは、これは未端端について補助金の役割はほとんど果たしていない。こういう種類のものが数種類あるという場合には、これをまと

ればならない問題だと思ふのです。しかしながら、今度の基本法が出てきた中でこの補助金というもののあり方というものについては、私はやはり政府として確固たる考え方がなければならぬのじゃないか、そういう今いったようなこの一般的な、役に立たない補助金はなくする、こんなことでは答弁に私はならないだろうと思ふます。

○国務大臣(水田三喜男君)　そういうことを言つたのじゃありませんで、今補助金というから、一般的に補助金に對してはこういう方向でいくといったわけですが、農業問題に關する限りこれは今いった補助金というのじゃなく、實際には保護政策の意味を持った

さや寄せる必要はどうしてもありませんので、自由化を前に控えて、私どもは一ぺん日本の金利水準というものをある程度下げることがやらなければいけないという方針で、昨年の八月からこの問題にかかったのですが、なかなかむずかしい問題でございまして、日本の経済の伸びが急速でございましてために、資金需要というものがきわめて旺盛で、普通の金利の理論からいいますと、上げなければならぬという情勢の下に、政府が政策的にこの水準を下げようとしたので、いろいろ厄介な問題がございましたが、ようやく貸し付け金利を下げ、同時に預金利率も下げた、また各資金間の均衡をとって、一段とにかくレベル・ダウンをしたのが、今度の政府のやった仕事でございまして、七、八カ月この仕事にかかりましたが、一応ここでレベル・ダウンができましたので、ここでしばらくいつてから、時期を見てもう一ぺんまた下げることをやりたいと思いますが、資本蓄積のない日本におきましては、はっておけば上がる方の要因ばかりが多いのですから、なかなかこれはむずかしいのですが、私どもはできるだけ日本の金利水準を機会を見て下げる方向に骨おりたいと思っております。

○安田敏雄君　ちょっと一点だけ関連して。大蔵大臣にお伺いします。第四條の財政上の措置とは具体的にどういうことをお考えになっておりますか。

○國務大臣(水田三喜男君)　財政上の措置とは、予算より広い意味ということです。

○安田敏雄君　税法上の問題も入るの

ですか。

○国務大臣（水田三喜男君）入ると思

います。税法上の問題、それから国の財政資金、予算と云う方が狭い意味になりますので……。

○安田敏雄君 それは先ほど小林委員からも質問がなされたわけですが、ガソリン税がほとんど道路ばかりに使われておつて、特に有料道路あるいは一、二級国道に使われて、地方にはガソリン税の還付がないということです。最近農村の機械化に応じて、近代化に応じて、農村でガソリンを消費する量が急速にふえてきたわけです。従つて農民の諸君からガソリン税を取つて、とにかくそういう方向に回すのは不当だ、むしろこれは農村の方に回すべきだ、もし回さないならば、ガソリン税は農耕の面から削除しようということの、非常に声が強いわけなんです。これは地方へ行きますと、と、与野党ともそういう声が非常に強いわけなんです。こういう問題についてどういふように将来お考えになるのでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、本来なら国の一般会計、一般会計で持つべきこの公共事業に対して、道路関係は特に特定財源をもつてこれに充てるということにして、ガソリン税をもう道路財源に充てるということにして、現在やつておりますが、ですから本来は一般会計においてやつておつたことを、特定財源でやつておつたこととでございすから、たとえば今ガソリン税を使つてゐる範囲外のもののいろいろな施策については、一般会計でできるだけの応援をするか、そうでなければ特定財源の中でこういうものもまかなう余裕が出てくるというなら、その特定財源を充てるということもよろ

しいでしょうし、これはやり方はどうにでもなると思ひます。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて下さい。

午後四時三十二分速記中止

午後五時二分速記開始

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

暫時休憩します。

午後五時三分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕